

第六十一回 参議院文教委員会會議錄第十号

昭和四十四年四月十七日(木曜日)

午前十時二十分開会

委員の異動

四月十六日

辭任

齋藤 昇君

補欠選任

小林 国司君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

久保 勘一君
楠 正俊君
田村 賢作君
小林 武君
安永 英雄君
小林 国司君
中村喜四郎君
永野 鎮雄君
二木 謙吾君
川村 清一君
鈴木 力君
内田 善利君
萩原幽香子君
小笠原貞子君

委員以外の議員

議長

松永 忠二君

国務大臣

文部大臣

坂田 道太君

政府委員

文部大臣官房長

安嶋 彌君

文部省初等中等

宮地 茂君

教育局長

文部省大学学術

村山 松雄君

局長

文部省体育局長

木田 宏君

事務局側

常任委員会専門

渡辺 猛君

説明員

文部省初等中等
教育局財務課長 岩田 俊一君
文部省初等中等
教育局中学校教
育課長 奥田 真丈君
文部省体育局長
校保健課長 田 健一君

本日の会議に付した案件

○児童生徒急増地域等に係る小学校及び中学校の施設整備に関する特別措置法案(松永忠二君外二名発議)

○国立学校設置法の一部を改正する等の法律案(内閣提出 衆議院送付)

○公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出 衆議院送付)

○委員長(久保勘一君) ただいまから文教委員会を開会いたします。

委員の異動について報告いたします。
昨十六日、齋藤昇君が委員を辭任され、その補欠として小林国司君が委員に選任されました。

○委員長(久保勘一君) 児童生徒急増地域等に係る小学校及び中学校の施設の整備に関する特別措置法案を議題といたします。

まず發議者から提案理由の説明をお願いします。松永君。

○委員以外の議員(松永忠二君) 先にちよつとらんをいただきます。修正をしておきます。
お手元の提案理由の二ページのところ、しまいから五行目、まん中に「増加率」とありますが、その上に「人口」を入れて「人口増加率」としていただきたい。

それから二ページの六行目、一番上のほうです

が、「教育施設設備費」というのは「整備費」です。

それから三ページの一行目の下のほうですが、「住宅地の造成等の行われる」とありますが「な」というのが落ちておりますので入れていただきました。

ただいま議題となりました「児童生徒急増地域等に係る小学校及び中学校の施設の整備に関する特別措置法案」につきまして、提案の理由及び内容の概略を御説明申し上げます。

最近十年間におけるわが国の経済成長及び社会構造の変化に伴い、人口移動が非常に勢いで起

こつてゐることは御承知のとおりであります。昭和三十五年及び四十年の国勢調査を見ましても、この間の人口集中地区(一平方キロあたり人口五千人以上の地区)の人口増加率は一五・八%に達

し、国民の半数が人口集中地区に集まり、七〇%は東京、大阪、名古屋の三大都市圏に集中し、なお札幌、仙台、広島、北九州、福岡等の中核都市及び県庁所在地でも人口増加が目立ちました。

また、東京や大阪等の中枢管理機能都市ではいわゆる人口のドーナツ化現象が急速に進行しております。

こうした全体状況の中で、人口急増に伴う児童生徒の急増地域では教室不足が著しく、すし詰め教室やプレハブ教室が出現しており、二部授業も行なわれております。当然新たに学校を建設したり、校舎の増築をする必要がありますが、高騰する地価や建築費のために、当該市町村にははなはだしい困難に直面しております。このような人口急増市町村では、予算の多くを教育施設整備費に回してありますが、それでもなお足りずに不十分な授業を行なわざるを得ないというのが実情で、特別教室はもとより屋内体操場やプール、給食施設等は整備できず、教材、教具も不十分であり、他地域に比べて義務教育水準の低下が非常に憂慮さ

れております。

したがいまして、これらの児童生徒急増地域の小学校及び中学校の施設整備のため、国が行財政上の特別措置を講じ、義務教育の水準の維持向上をはかることは、焦眉の急務であると考えます。

以上が本法案を提案した理由であります。次に、本法案の内容の概要を御説明いたします。

第一は、本法案は、児童生徒急増地域及び住宅地の造成等の行なわれる地域にかかる小学校及び中学校の施設の整備に必要なる行財政上の特別措置を定めることを目的としてゐることです。

第二は、児童生徒急増地域の定義を規定したことでありまして、同地域とは、集団的な住宅の建設、宅地の造成に伴う住宅の建設による児童または生徒の増加が急激であり、かつ著しい地域で政令で指定することとしたしております。なお、政令で指定する場合におきましては、一定期間における過去及び将来の児童生徒の増加率等を考慮して行なうべきものと考えております。

第三は、同地域にかかる小学校または中学校の校舎または屋内運動場の新築に要する経費につきまして、現在、義務教育諸学校施設費国庫負担法による国庫負担率が、小学校三分の一、中学校二分の一であるのを改め、これを一律に三分の二に引き上げたことであります。

第四は、同地域の小学校または中学校の学校用地の取得または整地に要する経費につきまして、その三分の一を国が補助することができるとしたことであります。

第五は、同地域の小学校または中学校の校舎または屋内運動場の新築に要する経費及び学校用地の取得または整地に要する経費に充てるため、国が政府資金債の確保等必要な資金の貸し付けにつき、特別の配慮をすべきことを定めたことであ

ります。

第六は、都市及びその周辺の地域における市街地の無秩序な拡散を抑制するスプロール化を防止し、計画的な市街化をはかることを目的として、新たに都市計画法が制定されましたことは、御承知のとおりであります。それによりまして、都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域に区分し、両区域における宅地造成等の開発行為等は、都道府県知事の許可を要した規制を受けることになっております。したがって、将来両区域に関する都市計画が定められれば、小、中学校の学校用地は確保される見通しであります。

しかしながら、これが完全に適用されるまでの間は、旧住宅地造成事業に関する法律の規定による場合があるもので、その場合には、住宅地造成事業の施行地区内に住所を有することが予定されます児童生徒の数を市町村教育委員会に通知し、小、中学校の学校用地を必要とするかどうかの意見を聞き、その用地の確保に協力する義務を当該事業の事業主に課したことであります。

第七は、土地地区画整理事業の施行地区となるべき区域につきましても、両区域に関する都市計画が定められまでの間は、当該施行地区となるべき区域内に住所を有することが予定されます児童生徒の数を市町村教育委員会に通知し、小、中学校の学校用地を必要とするかどうかの意見を聞き、その用地の確保に協力する義務を当該事業の施行者に対し、課したことであります。

第八は、本法案の施行期日を公布の日からとしたことであります。

第九は、本法案は、昭和五十年三月三十一日までの時限立法としたことであります。

第十は、本法案施行に伴う必要な経過規定を定めたことであります。

以上が、本法案の提案の理由及び内容の概要であります。

何とぞ、十分御審議の上、すみやかに御賛成くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(久保勲一君) 以上で本法案についての提案理由の説明聴取は終わりました。

○委員長(久保勲一君) 国立学校設置法の一部を改正する等の法律案を議題といたします。

まず、政府側から提案理由の説明を聴取いたします。なお、この際、衆議院における修正点につきましては、便宜政府側から説明を聴取することといたします。坂田文部大臣。

○国務大臣(坂田文部大臣) このたび政府から提出いたしました国立学校設置法の一部を改正する等の法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

法律案は、昭和四十四年度における国立大学の学部、大学院及び国立義務教育養成所の新設並びに国立工業教員養成所の廃止等について規定しているものであります。

まず第一は、国立大学の学部の新設についてであります。三重大学に工学部を設置しようとするものであります。これは、科学技術の進展に即応して工学系の教育研究及び技術者の養成をはかることとするものであります。

第二は、国立大学の大学院の新設についてであります。これまで大学院を置かなかった国立大学のうち、充実した学部を持つ大阪外国語大学に修士課程を設置し、もつてその大学の学術水準を高めるとともに、研究能力の高い人材の養成に資しようとするものであります。

第三は、国立義務教育養成所の新設についてであります。かねてから文部省におきましては、義務教育の養成及び確保に努力しているところであります。このため、大学、短期大学及び文部大臣の指定する義務教育養成機関の卒業生等で資格を取得したもののほかに、義務教育論として充実した教育を施し、計画的にその養成をはかることを目的とした国立義務教育養成所を設置する等の措置を進めておりますが、昭和四十四年度におきましても、新たに千葉大学に付置しようとするものであります。

であります。

第四は、国立工業教員養成所の設置等に関する臨時措置法を廃止することについてであります。

国立工業教員養成所は、高等学校における工業教育の拡充に伴う工業教員の需要の増加に対処して、昭和三十六年度において、臨時に北海道大学ほか八大学に設置されたものであります。すなわち、当時、経済の成長に伴う技術者の需要の増大と、高等学校生徒の急激な増加に対応して、工業高等学校の急速な新増設が進められ、工業教員の需要の増大が著しいものがあつたので、緊急の措置として国立工業教員養成所を設置することとしたのであります。

その後、約二千人に及ぶ養成所の卒業生が工業教員として就職し、工業教育の拡充についてその一翼をになう実績を示したところであります。また、工業高校の新増設計画も達成され、今後は、最近新増設された大学の工学部の卒業生等での需要をまかなうことができる見込みでありますので、国立工業教員養成所は、今回これを廃止することとしたのであります。

なお、国立工業教員養成所の廃止にあつて所要の経過措置を講ずることとしたしております。追つて、この法律案は昭和四十四年四月一日から施行することとしたのであります。成立時期が早くおくれたので、これを公布の日から施行し四月一日からさかのぼって適用する等の修正が衆議院で行なわれました。

以上がこの法律案の提案の理由及び内容の概要であります。

何とぞ十分御審議の上、すみやかに御賛成くださるようお願い申し上げます。

○委員長(久保勲一君) 以上で本法案についての提案理由の説明聴取は終わりました。

○委員長(久保勲一君) 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

前回は引き続き質疑を続行いたします。

なお、政府側から坂田文部大臣、宮地初等中等教育局長、岩田財務課長、田学校保健課長、以上の方々が出席いたしております。

本案について質疑の申し出がございませんので、これを許します。鈴木君。

○鈴木力君 この前に、学校がどういった業務を実際にやっておって、そしてその業務には職員がどういった関係で当たっているかというふうなそういう筋からの御質問を申し上げたのですけれども、十分明らかでなかったのですから資料をお願いいたしました。この資料、だいたい御無理にいただいたと思いますけれども、御調査をいただいたのであります。よほど、これで私がお伺いしようと思ふことが、輪郭が出てきたと思ひます。

最初にきょうはこの資料についてちょっとお伺いしたいのですけれども、第一の用務員のいない学校の調査のうち、これは分校を含んでおるのか、分校は除外されておるのか、それをちょっと聞きたいと思ひます。

○説明員(岩田俊一君) 分校を含んでおります。

○鈴木力君 それからその次の学校薬剤師について、あとでもう少し詳しく伺いたいと思ふのですが、たった一点だけ伺いたいと思ふのですが、学校薬剤師というのは、学校保健法で置かれておるのです。昭和三十六年までは置かなくてもいいけれども、三十六年を過ぎたあとは置くものとする、そういう法律があるのにこれだけの学校数が置いていない。これに対しては、文部省はどういう法律解釈をしておるのか、どういった指導をしておるのか、その立場だけをここで伺いたいと思ひます。

○説明員(田健一君) 法律の趣旨に基づきまして設置を進めるように指導はしております。ただ、学校薬剤師そのものが非常に地域的に偏在いたしておりますので、学校によりまして学校薬剤師が置かれない、そういう実態になっております。

○鈴木力君 大臣にお伺いいたします。これは法律の、文部省の考え方を伺いたいのですが、いまのこの学校薬剤師は、たぶん学校保

健法できめられてあるでしょう。その学校保健法できめられておいて、附則に当分の間「置かないことができる」という条文がたしかあったはずで、しかしこれは、昭和三十六年までと限られてあるのです。そうしますと、われわれが普通に法律を読みますと、三十七年からは置くべきものだといふに法律を読むのです。ところがいまの御答弁ですと、学校薬剤師というのは地域的に偏在しているのだから置かないのもやむを得ないといふにいまの御答弁は同ったのです。この事情についてはあとでまた私は詳しく伺いたいのですが、この法律の、文部大臣がいつても言う、法律とこうおっしゃるその法律の読み方について大臣の見解を伺いたい。

○国務大臣(坂田道太君) ひとつ初中局長から答弁させていただきます。

○鈴木力君 いや、いまのはね、このことを具体的にどうというのじゃないに、法律で規定されている場合に、「置かないことができる」というのは、どういう読みをすれば「置かないことができる」ということになるのか。これは大臣の見解としてやっぱり責任のある答弁をほしいのです、具体的項目じゃないのだから。

○国務大臣(坂田道太君) その前にちょっと初中局長から答弁しますから、それからお答えいたします。

○政府委員(宮地茂君) 一応私どもが法律を解釈いたします場合に、たとえば学校教育法二十八条には「小学校には、校長、教諭、養護教諭及び事務職員を置かなければならない」といったようなことで義務づけた規定のしかたで、それからいまい先生の御指摘の学校保健法の学校薬剤師の規定のように、「学校には、学校医を置くものとする」、

これは学校保健法の十六条一項でございますが、あるいは二項の「大学以外の学校には、学校歯科医及び学校薬剤師を置くものとする」というような規定で、若干法律の字づらにも「置くものとする」という表現と、「置かなければならない」という表現がございます。したがって、これは

趣旨におきましては、これは別に形式的なことをあげたらうよりも、「置かなければならない」とも、「置くものとする」とも、趣旨におきましてはこれ、置くべきであるといふに趣旨は違わないと思ひますが、ただ法律解釈上若干の相違がある。したがって、いま「置くものとする」と書かれてあるほうは、いま保健課長が答えたように、置くのを常態としますけれども、いろいろな都合でどうしても置き得ないというふうなもので義務づけておるといふものではないといふに、一応事務的な法律の解釈としてはそのように従来から解釈されております。一応私から事務的な点をお答えいたしました。

○国務大臣(坂田道太君) ただいま局長からお答えいたしましたようなニュアンスがやはりあるわけでございます。という法律の趣旨は、やはり薬剤師等の現実の問題として、なかなか僻地等におきまして得られないというふうな事情等もあるかと思ひます。まあ、現実を踏まえて漸次その趣旨を移行していくという意味において、置かなければならないが、「置くものとする」といふうに書かれておるものと思ひます。で、ごいさすけれども、やはり、ただいま局長も申しますように、必要である、そういうことはその法律に示されておるわけでございます。私どももいたしましてはそれに基づいて、できるだけ全部の学校に近づけていく努力を怠ってはならないということを示されておるものと思ひます。

○鈴木力君 これもいま学校薬剤師ということを一応離れて、法律の読み方を一応私、勉強させていただきます。いまの御答弁のうち、一方は置かなければならないということ、置くものとするという、これはニュアンスが違ふ、そこだけをおうと、なるほどと思ふんですね。ところが、もしもいまのような説明だったら、附則の二項で、三十六年までは置かないことができる、となぜうたつたのかということですよ。事情によつては置かなくてもいいんだということが本条であるなら、附則の二項で、三十六年までは置かなく

ていいということをわざわざうたう必要がないじゃないか。これは私は、やはり法律はしるうとでありませうけれども、しるうとらしく読みますと、いまのような解釈だったら附則が要らないはずだ。附則をつけたということは、「置くものとする」ということは、そんなに軽い意味には読めないのじゃないかと私は読むのですが、この辺はどうなんですか。

○説明員(田健一君) この法律の制定当時は、学校医、学校薬剤師は古くから置かれておりました。したがって、学校薬剤師も置いていた学校はあったわけでございますが、急に全部置くものとするということでは現実には無理があるといふことで、こういう経過規定になったものと思ひます。

○鈴木力君 法律の制定当時、現実には無理がある、だから三十六年まで猶予期間を置いた、このことはよくわかるのです。そこで、三十六年以降は猶予期間がないわけだ。だから、そのことを私がいま言っているわけじゃない。法律の解釈として、本条にある二十五条の表現は「置くものとする」というのであって、「置かなければならない」というよりはだいぶ軽いんです、という御答弁は、たまたまほんとうに義務づけるというのじゃないんだ。都合によつては置かなくてもいいんだという意味を含んでいる、そういう御答弁だったから、それならば附則の二項をなぜつけたか、こういうことを聞いておるのです。

○政府委員(宮地茂君) 私もあまり法律の面については法制局ほど明るくございませうが、一応、学校保健法の十六条には「置くものとする」ということで、あくまで「置かなければならない」とは違つたニュアンスの表現をしておる。しかしながら、この立法者の趣旨としては「置くものとする」とはいつても、努力目標として三十六年まではぜひ置くように努力したいという気持ちが一方向であつて、それをこの附則で、したがって三十六年までは置かなくてもいいのだ、それまで努力

して置くようにつとめるのだという意欲がこの附則のところにあつたのだと思ひます。ところがいろいろ諸般の事情で三十六年になつても置き得なかった、だから厳密に言えば、その附則二項は、できないのであれば削るべきであつたのだと思ひます。法律的に非常に趣旨を合致せれば、そうであつた。だからこれを削つていないために、法律的には十六条だけ見ればすんなりとわかるのだから、附則二項でわざわざ、「置かないことができる」と時限的なことをいっておるものだから、いまの時点でこれを見ると非常におかしく感ずるというふうな経過があつたかと思ひます。しかしながら、あくまで本則は「置くものとする」、置くことが常態であるといふことでございまして、附則二項がありましても、だからといって違法であるといふには断ずることはできないのではないかと一がいは断ずることはできません。

○鈴木力君 この件は非常に重要だと思ひます。でも、今後の法律の解釈にはいつでもしるうとという立場で解釈してもらいたいのであつて、何かいままでは最高裁よりもわかつておるみたいは答弁がよく飛び出されるのは、都合が悪いとは思ひます。その点ははっきりしておいてください。それでこの法律の解釈論は、この法案全部にいろいろなところに響くと思ひますから、私はあとでもう少し詳しく伺ひたいと思ひます。

○説明員(田健一君) 学校薬剤師が置かれない一つの理由には、先ほど申しましたように、地域的に薬剤師——学校薬剤師がございませうが、薬剤師そのものが非常に偏在しておるという実態が一つございませう。それと同時に、学校薬剤師の待遇がかつて非常に低かつたといふような問題もあ

ございましたので、これは交付税に積算しておるわけでございますが、年々学校薬剤師の報酬の額の増額というものが努力をいたしまして、その設置がその面から促進されるようにというようにいたしてまいっております。

○鈴木力君 これは基準の置き方で言い方が違ってくると思うのです。私はあとで保健管理の問題についてもう少し詳しく伺いたいというつもりでございますが、少なくとも法律でいふ言われたようなものがないことがきめられておるものが、現在四千五百三十九校もまだ未設置の学校がある。これに努力の結果をこまできたというふうには、どうも私は本気になってこういう面の学校衛生なり学校保健なりということを考えているというふうにはどうも聞かれない。これはしかし私の感じでありますから、そういうふうにお伺いしておきます。

きょうはどうも時間がありませんのでありますから、もう少し全体について伺いたいのですけれども、これは次回にいたしまして、いま学校薬剤師のあれをちょっと伺いたしまして、それから学校保健、これについても少し関連してお伺いしたいと思うわけです。いま言われておる学校保健というのは一体どういうことをさしているのか、あるいは学校の実情というのは、保健衛生、それから保健指導、保健管理、そういう面でどういう実態になっておるのか御説明いただきたいと思ひます。

○説明員(田健一君) 私どもは学校保健を大きく二つの分野で考えております。一つは保健指導でございます。これは、学校教育法に基づきまして、学習指導要領によって実施をしていくという立場でございます。

それからもう一つは、学校教育法の特別法でございます。またその学校の保健法によりまして行なっております。保健管理の面でございます。これには、重要なものとしてしまして、健康診断というふうなものが一つございます。この健康診断につきましては先生も御承知いただいておりますと思ひま

すけれども、相当全国的にしっかりと行なわれておるといふように考えております。

もう一つの問題として、保健管理の中に学校環境衛生の問題がございます。学校薬剤師の主たる任務は、この学校環境衛生の検査、検査の中で定期的に検査と、それから伝染病等が発生いたしましたときの臨時の検査、こういうものに当たっております。それから保健指導でございます。実態から申し上げまして、この学校環境衛生は、学校保健管理の中でおくれている面というように私も考えております。

それで、保健体育審議会にかつてこの学校環境衛生の向上につきまして御諮問申し上げて、昭和三十一年に一応基準の御答申をいただいております。でございますが、その基準も非常に理想的にできておりますだけに、現実と非常に食い違いがございます。したがって、これをできるだけ現実の基準に近づけて、この基準を、法的な根拠をつけまして、全国の学校で実施してもらうように努力をいたしてきただけでございますけれども、まだなかなかそのところまで行っておりません。したがって、あらためまして現在保健体育審議会にさらにお伺いいたしまして、学校環境衛生の改善についての具体的な方策というものを、ただいま御審議を願っております。

このほか保健管理といたしましては、健康診断のあとの事後措置の問題あるいは健康相談の問題、あるいは健康観察の問題というふうなものがございまして、それぞれ学校医、学校歯科医、学校薬剤師、あるいは常勤の専門職員であります。養護教諭、保健主事というふうなものにこれに当たっております。全部にわたると時間が少しかかり過ぎると思ひますから、いまのうちの、環境衛生の学校薬剤師についてももう少し聞きますが、おくれ

ている面を認めているというところは同感です。ただし、学校保健法が通つてからもう満十年になるのです。満です。これはもう昭和三十三年の四月十日ですから、もう十年以上でしよう。義

務教育でいうと、一年生に入学した者がとくに卒業しているわけですよ。その期間で、努力をしたが、おくれしていますという言い方で、それで一体文部省の当局の責任というものは果たされるのかどうかというところは、私は疑問に思つたのです。これは大臣にもこの前も申し上げておいたけれども、学校の正常な運営というものは何かというところは、これはよほどあとでまとめて議論しなければいけないことだと思つたのです。

それでいまの学校薬剤師の勤務日数をここに御調査をいただいたのですが、この最高十二日というのは、これは月ですか、年ですか。

○説明員(田健一君) 年でございます。

○鈴木力君 一年に十二日でしよう。これが最高の学校で業務をやっているあれですね。そうしますと、月一回ですね。月一回学校に出て、環境衛生のことがやれるのかどうかですね。ない学校はもう別ですね。

そこで、これはわかり切つてははずなんですけれども、法律にもあるんだが、学校薬剤師の勤務基準というものは何々になるのですか。

○説明員(田健一君) 学校保健法の施行規則にございまして(学校薬剤師の職務執行の準則)、これが基本になっております。そういたしまして、先ほど申し上げました昭和三十一年に保健体育審議会から御答申いただきました学校環境衛生の基準に基づきまして、学校環境衛生の基準の解説という書物を文部省で出しまして、それに基づいて指導をいたしているわけでございます。で、この答申をいただきましたから今日まで、この解説によりまして、現場の学校薬剤師のお仕事を、講習会等によって指導しているというのが実態であります。

○鈴木力君 試みに読んでみますと、施行規則の二十五条によりますと、「学校保健計画の立案に参与すること」、それから「学校環境衛生に關し、定期に又は必要に應じ臨時に、次の事項に従事すること。」「学校における飲料水及び用水の検査」、「教室その他学校における空氣の検査並びに暖房

及び換氣方法に關する検査」、「教室その他学校における採光及び照明的検査」、「便所その他学校内の消毒及び鼠、昆虫等の駆除」、「学校給食用の食品及び器具の衛生検査」、さらに三つとして、「学校において使用する医薬品、毒物、劇物並びに保健管理に必要な用具及び材料の管理に關し必要な指導と助言を行い、及びこれらのものについて必要に應じ試験、検査又は鑑定を行うこと」、四が「前各号に掲げるもののほか、必要に應じ、学校における保健管理に關する専門的事項に關する技術及び指導に従事すること。」「学校薬剤師は、前項の職務に従事したときは、その状況の概要を学校薬剤師執務記録簿に記入して校長に提出するものとす。」、こうあるでしよう。

このことは少なくともいま課長が答へられた、この学校環境衛生については、最低これくらいやらないと、いまの学校の環境衛生は維持できないという立場に立っているのではありません。そうして何か、この保健体育審議会に相談をして相談をしてと言つておられるけれども、私が言つたのは、法律ができてからもう十年ですね。それで努力した努力したと言つておられるけれども、いまのような状態、一課長にもう少し伺ひますが、ずいぶん努力をなさっているその御努力には敬意を表しますけれども、一年間に最高十二日しか出勤していないというところに気がついたのは、何年のいつなんですか。

○説明員(田健一君) 全国的にこれを調査いたしましたのは、昭和四十二年五月一日付で全国の調査をいたしました。

○鈴木力君 そうすると、ちょうど満十年はほ

うっておいたことですね、それが一つ。これは確認できますね。それからもう一つは、四十二年の五月一日にこの調査をしてこれが出てきたとするなら、四十二年の五月一日以降、この調査の指導の結果、人数がふえたのかどうかこれと変化があるんですか、ないんですか。

○説明員(田健一君) その後の状況でございますか。

○鈴木力君 学校薬剤師の勤務の状況について私がさっき伺ったのは、どう見ても勤務日数が少ないと思う、私は。それを調査し、気がつかれたのはいつか聞いた、昭和四十三年五月の一日の調査でこれを把握したと、こうおっしゃる。その前のことについては、まあやらなかったことについてははめるわけにはいかないけれども、それは過ぎ去ったことだからしょうがないわけです。四十二年五月一日以降、あなたは盛んに努力をしたと、指導したと、こう言っておられるが、指導の結果、この数字にどういう異動があったかというのを聞いておる。

○説明員(田健一君) その後、まだ全国的な調査をいたしておりませんが、私どものできまことは、市町村教育委員会に対する指導、あるいはその他の講習会、あるいは研究協議会におけるいろいろの指導ということでございますが、この学校薬剤師の設置を促進するように私どもは指導をしているわけでございます。で、その後調べておりませんが、どのくらい進んでおりますか、まだつかんでおりません。

○鈴木力君 私のほうからもう少し申し上げましょう。私はある市の学校薬剤師の実情について調査いたしました。よろしいですか、そうしたら、いまの記録簿を書いておる学校というのはどんなにさがしても数えるぐらいいかない。三十数校も、持っている学校で、いろいろ全部の学校に当たって見たら、やっと執務日誌というものの写しを見せてもらうことができた。だから、これの身を全部もろん読みたいと思いませんけれども、ある市の相当のところで、ほとんどがこれも日誌も記録されていない。それから記録されている、一番よくやられておると思う学校でも、これは古いのですけれども、昭和三十六年には五月の十八日に出ておる。その次は八月一日、その次は九月の五日、その次は九月の二十日、十二月の九日、そうして二月の十三日、三月十五日、こういう形

です。そうすると、さっき課長の言われた学校薬剤師のやらなければならない仕事というのは、これはもうやられていないにひとしいということになると思う。それから、私が三十六年から、その後の文部省のせつかく御指導なさっておる変化がどうあるかと思つて、四十二年から四十三年のあとを私調べてみると、四十三年になり、七月の九日、八月の三日、これでおしまひ。文部省が指導すればするほどその業務の量が少なくなっていく。こういうような状況についての御見解はどうですか。これは大臣にお伺いいたします。

○国務大臣(坂田道太君) ただいま保健課長から答弁いたしましたとおりの実情で、おそらく全国でも不十分でありますことは言えるかと思ひます。そういうわけでございまして、今後努力をしなければならぬことは当然でありますけれども、もう少しやわらかく分析をして、それとしてその上でわれわれのほうでも計画を立てて努力目標を達成するようにしなければならぬと思つております。ただ、御承知のように、学校にしましては地方の教育委員会にしまして、単に薬剤師のみならずその他の問題におきまして、いろいろこういう問題がございます。したがって、理想と現実とのギャップというのが起こり得ることは、これは当然考えられることでございますけれども、しかし、法律の規定がそういうふうになっておりました以上、われわれは今後努力をしていきたいと思つております。

○鈴木力君 私はいまの大臣の御答弁はきわめて不満なんです。それは、ことばばかりをつかんだようにで恐縮なんです。これだけもうなきにひとしいようなことを十何年間も放置しておいて、理想と現実の食い違いはやむを得ませんというふうな、そういう言い方でこういふことを通されておるのでは、いまの学校というのはい体どういふことになるのか、あるいはいまの子供たちが学んでいる学校環境というのは、文部省は放置してお

ると言わざるを得ないような状態なんです。だからいままでのように、課長に対して私は放置してあるとは言いたくない。課長が一生懸命努力をしておられると、こう言いたいのですが、その努力をされた結果のような状態できて今日まで続いている。一体どこにそういう原因があったのか。これは私は非常に善悪を持って言うならば、文部省も一生懸命だったかもしれない。その場合に、一生懸命やってみたがこのような状態が十何年も過してきている。どこにその主たる原因があったのか。これは大臣にはちよつと恐縮ですから担当局長なり、課長なりからでも……。

○説明員(田健一君) 設置のおくれれておりました理由は、先ほどお答え申し上げましたように、一つは薬剤師そのものが非常に偏在しておるというところがございます。これを具体的な数で申し上げますと、これは昭和四十一年度の厚生省の統計でございますが、全部で全国で薬剤師は七万一千八百九十九人、そのうち七大都市に三万四千二百七十九人、その他の地域に八千七百九十九人というわけで、これをパーセントで見ますと七大都市とほかの他の市、いわゆる市部で、約八七・五％が市部に集中しています。その他の地域になりますと二二・五％しかないというふうな全国統計がございます。それが一つの理由だと考えられます。

それでこれの対策といたしまして、文部省は特に僻地校に対しては、薬剤師を年二回学校に派遣できるような措置をいたしております。それからもう一つの理由としては、やはり、かつてはほど待遇が低かったということが考えられます。それは最近、毎年交付税の中の積算の単価を改善してきておりますが、まだまだ私どものほうでは十分だとは思ひませんが、改善はしております。今年度もさらにこれが改善される見通しを持っております。この二つが主たる理由だと思ひます。

○鈴木力君 第一の理由は、全体的にいない学校があるという場合に該当すると思われる。ただ

し、いまのように都市に偏在をしております。う。私はこの薬剤師は事実上仕事になっていないですね。形式的にすぎない。そうして指摘している例は都市部を言っているわけですね。私がいま申し上げたのは、これは相当な都市です。薬剤師が偏在しているその地域でやられていない例です。だから第一の理由は、いない地域について、第二の点だと思ふ。待遇が悪いということだ。これは非常に大きな理由だと思ふんです。一体いま薬剤師が手当がどのくらいもらわれているんですか。

○説明員(田健一君) 四十三年度から年間一万二千円でございます。

○鈴木力君 月千円でしょう。四十三年度から一万二千円だからね。そうすればとても学校保健法の施行規則と、それから一万二千円の、月千円の手当でこの施行規則の中身の仕事ができるなどというところは最初から考えられない。最初から考えられないようなことを皆さんのほうは行政でやっておるわけだ。そうして行政の権威というものはそこにでんと坐つていらつしてやるわけだ。そこにはいまの学校の定数を検討していかねばならない主要なる事情があると私は思ふ。まあ繰り返してもしょうがないんですけども、これは初中局長さんにお伺いしたいんですけども、いま学校薬剤師の例、薬剤師というよりも学校の環境衛生の扱いを見てもこれは薬剤師がいる、いないにかかわらず、この施行規則の二十五条に掲げられたことは学校ではやらなければならない業務だ、私はどうしてそう思ふんですけれども、局長さんの御見解はどうですか。

○政府委員(宮地茂君) 二十五条は薬剤師という職務にある人の職務執行規則でございますけれども、やはり学校としてそういうことが行なわれることが法律としては期待しておると思ひます。したがって、いま先生のお尋ねのとおり、の、気持ちとしては先生のおっしゃるとおりだと思ひます。

○鈴木力君 学校の先生たちはいま行き届いた教育ということが合意ことばになっているんです。ね。行き届いた教育というのは子供の一人一人をほんとうに頭からつま先までも先生が目を届かせて一つのあらもないうようにというのが先生たちの合意ことばだ。私はこの先生たちの行き届いた教育という合意ことばにこたえるのは行き届いた行政というものがなければいかぬと思うんです。そして文部省にそれを期待したいという気持ちで聞いているんです。ですから気持ちの上ではなんということばでなく、行き届いた教育をやらせたいと行き届いたこれらのことばで学校でやらないと行き届いていないわけですよ。まあ、しかし現実にはいま薬剤師なら薬剤師というのは事実私にはなきにひとしいというふうに見る。これは言い過ぎかもしれないけれども、とてもじゃないが便所の消毒を月に一回、平均で見たら一年に三回、やらないうと同じですよ。そうすると、それはやらなければいけないわけだ、学校は。そこでそれをどういう人たちがやっていると聞いていらいしやるんです。これはどなたからでもよろしい。

○政府委員(木田宏君) いま御指摘になりました学校保健法の施行規則二十五条に、学校で環境衛生に関しましてとるべき措置をあげてあると思います。こういうことは学校としてなすべきことであり、またそれを一般的には学校の教師に期待することでもないと考えられる関係から、学校薬剤師という別の専門を置きまして、その担当者として職務内容をやらせるという趣旨で法律ができた、施行規則がつくられておる、このように了解をいたしております。その意味でできるだけ各学校に薬剤師を置いて、必要な点検をし、検査をするという仕事を進めていかなければならぬと思いますが、御指摘になりましたように、全部に置かれておるわけでもございませんし、またかなりその勤務の態様に格差があることもはっきりしております。ただ、私の思いますに、この飲料水の検査あるいは換気の検査、これは必要な時期に行なうということで、常時学校の教育活動のごとく

に行なわれるべきものというふうにも考えませんので、現在の学校薬剤師が必要な時期に学校に出まして職務をとる、こういうふうな考え方でこの専門職の委嘱をしておる、こういうふうな理解をしておるものでございします。

○鈴木力君 そういふ御答弁ですと、多少時間がかかります。必要な時期というのはいまだけのことと考えている。いいですか、いままで私が明らかにしてきたことは、いいところは全然必要な時期はない、あなたのおっしゃる論法をもつてすれば、それから平均で一年に十二日、平均というよりも最高で、十二日出ておる。六日以上が十四日、一年間に二日以下が三件ですよ。それで飲料水の検査の必要な時期というのは年に何回だとなたは思っているんです。それから、この学校薬剤師の業務というのは飲料水の検査だけじゃない、便所の消毒まである。便所の消毒の必要な時期は一年何回ある。そんな言い方ではいまの私が議論しておるようなことが済ませると思うなら、これは文部省は怠慢という以外に何もありません。いま聞くことにはつきり答えてください。便所の消毒に必要な時期というのは一年に何回、いついつだ。飲料水の検査は一年何回やれば適当なんですか。必要な時期はいつなんですか。一年に一回とすれば、その時期に薬剤師の出動日が集中しているかどうか、あなたはその日を調べているんですか。かかってなことを言ってもらしては困る。

○政府委員(木田宏君) 便所の消毒はほかの人がやらないうで、薬剤師だけがやるものというふうにも考えません。まあたいへん恐縮な言い方になります。

○鈴木力君 私が聞いているのは、だからほかの人がやっているんだという前提で私は質問したでしょう。そうしてほかの人というのはどういう人がやっているのかという質問に対して、あなたはさっきのような答弁をしたんです。聞いたことに對してまともなことを答弁しないと時間がかかる。ほかの人というのはどういう人をさすのか、それを私はさっきから聞いている。

○政府委員(木田宏君) 便所をくみ取りに来る人がその際にあわせて消毒薬をまくということは通常期待できることだと思っております。それからまた学校の用務員その他の職員が掃除の時期その他にあわせて薬剤を散布するというのもあり得ることだと思っております。

○鈴木力君 そうすると、薬剤師のやっている仕事をほかの人がやっている、ほかの人とはだれをさすかと言つと、あなたは用務員だとおっしゃるわけですね、そう聞いていいんです。

○政府委員(木田宏君) このくみ取りの問題につきましては、また市町村によつてそれぞれ違いもあるかと思うのでございしますが、衛生車を持ってまいりまして、くみ取りに来ました際に、通常薬剤をやはり市の関係職員の手によつて散布して消毒が行なわれるということはあることだと思ひます。

○鈴木力君 どうもそんなことでほんとうにあなは担当局長としてこれに答えているつもりなんです。私がいま聞いているのは、薬剤師のやらなければならぬ仕事というのは、これがある。ところが現実にはない学校もある。そのいない学校はなぜないかという理由等も一応伺いました。いい悪いという評価のしかたは別としても、そういう理由があつて、いないということは事実なんです。そうでしょう。それから、いる学校の薬剤師の一定の勤務の態様というのは、私はいままでずっと伺ひしたんです。よくないことははっきりしているでしょう。一年間に二日なんというの、あるいは三日とか、これは勤務しているとは言えないでしょう。それにもいろいろな理由がある。だから機械的に直ちにないければならぬものを違法だとか、処分だとかいうことにはならない、いろいろな事情がある。これはまた評価のしかたは別だけれども、事実としてあるのです。だが現状は、これらの仕事というのは学校ではゆるがせにできないことだ、そこまではやはり皆さん認められているでしょう。たまにくみ取りが来たときにそれをやっておけばいいんだとい

うふうにしかあなたの方考えないのですか、どうですか、木田局長のお考えは。

○政府委員(木田宏君) 御指摘でございますが、薬剤師は環境衛生の検査をいたします。検査につきましては、技術的な知識を必要といたしますから、学校薬剤師を置くことが必要だと、こういうふうな規定されておると思ひます。

○鈴木力君 そんな法律のことはわかっているのです。やっていないのです。

○政府委員(木田宏君) 検査自体は学校の職員が普通にやれるものというふうには考えられないと思ひます。ですが、いま先生の御指摘の意味を考えますに、衛生を管理すること、あるいは消毒を行なうこと、そういう実施の日常的な業務につきまして、学校に常時いる職員が身近にそのことめんどろを見るという問題は起こり得ると思ひます。

○鈴木力君 問題は起こり得るのじゃなくて、現に起こっているのです。あなたが担当局長として、さっきも私が何べんも言った。この法律を出してからもう十年になるのです。そのとき入った一年生は、もう卒業生が三回も出ている。それまでの間放置しておつたでしょう。現状調査したのは十年たつてから、四十二年に調査した。そうして、法律の趣旨はこうでございします。学校という話は、もう話済みなんです。そうすると、学校としてはやらなければならぬことなんだから、先生たちがやっておるのです。先生たちだけじゃない、もちろん用務員さんもやっています。要するに、そこにいる学校職員全部がいろいろ手分けをしてやっています。そのことがはっきりしないといふ教員の定数ということが出てこない。実際は、その分も先生たちの仕事として現状としてあるといふことは認めざるを得ないでしょう。どうなんです。

○政府委員(宮地茂君) 鈴木先生の御指摘の点、薬剤師がいまいない場合、二十五条、薬剤師の職務準則ではございしますけれども、いまいない場合には、たとえば保健所の人に頼めるところは頼むか

もしませんが、そういうこともできないとかいったような場合には、御指摘のように、やはりこれは専門的なことでございますから、いろんな検査というのであれば、特に理科の先生等で知識のある方があればその先生が中心になられましうし、その他、要するに校長はじめ学校の教職員が、当該学校の教職員全体が分担をして、こういう職務をやらなければならぬ。また、薬剤師のいないところはそういうふうにしてやっておるであらうというふうに考えられます。

○鈴木力君 すなおにそういうことを、現状として学校がいきなりやろうとやっていると、いかうことを、ほんとうにそのまの学校の状態を認識してもらわないと、私はこういう行政に非常に大きな欠陥があると思うのです。

何かやっぱり、言うことは理屈に合っているかもしれないし、法律的に皆さんは違法でさえないけれども、いかに言う方をなさるけれども、学校側からいえば、そういうものじゃないのです。だから、たとえばこれは東京の去年の学校一覽表です。これを見て、職員の業務分担表なんか見ますと、いまの薬剤師業務、薬剤師がいる学校なんです。これは私に言わせれば最も日本で恵まれている小学校だと思ふ学校です。その先生たちの業務分担表を見て、この薬剤師のやる部分の業務としてやっていると、自分の担当としてやっていると、自分の責任としてやっていると、いまのあなたの法律の趣旨はこうでございますと言ったのじゃ学校が運営できないんですよ。そのことを御認識いただきたいということになるわけです。

と同時に、私はついですから申し上げますけれども、薬剤師につきましては、やっぱりこれは定数との関係、直接あるかないかわかりませんが、せつかくこういう御質問申し上げた機会です。それから、やっぱり薬剤師というのがあるような、そういう事実上やらなければならぬ仕事というのを皆さんは把握していらっしゃるわけなんです。実効があるような方向では、私に言わせ

れば、もう少しまじめにこの問題に取り組んでいただきたいと思うのです。これは、私が言うのは薬剤師だけじゃありませんでいいですよ、保健衛生学校が置かれていて環境からいいますと、保健衛生といふ問題はきわめて重要な問題だと思ふんです。六・三制が出来たころと違っているのは、公害とか環境衛生とかいうことが非常に条件が違ってきているが、そのときに、その条件は一定のものとして、教員の定数だけをいじって、前よりいいとか悪いとかという議論だけしておったのでは、学校全体の進歩ということが、どうしても私はないと思う。そういう意味で、せつかく取上げた薬剤師の問題につきましては、財源の問題等もありましようから、直ちに、文部省が言え

ばそのとおりになるとも思いませんけれども、しかし、この面については相当の御努力をさせていただきたい。少なくとも、いまのような手当てでは、月千円の手当なんというものは、学校薬剤師を学校保健法で定めておいて、そしてこれだけの業務をやらなければいけないとやっていると、もうどうにもならぬのです。そういう点についても、ほんとうに努力をしなければいけないし、それからもう一つは、こういう状態に置かれておるから、地方行政の任に当たっておる人たちが、どうも薬剤師が足りないというところについては深刻な気持ちがあるまいというところについては、私は全部に当たったわけじゃないけれども、最近、こういう学校保健衛生といふことに多少関心を持っているんです。それから、機会あるごとにそういう人たちに聞いて見ておるんですけども、そんな法律あったのかというふうな教育行政の地方の責任者さえている、事実として。そういうときに、国会では、指導しております、努力をしております、法律の趣旨はこうでございますと、これだけを何べん繰り返したって、行き届いた行政ということにはいかならないと思う。私は残念ながらこの面の行政は、最も行き届かない行政の一つに入っていると思うんです。その点の御努力をひとつお願いいたします

いと思うんです。いかがですか、これは大臣に伺いたい。

○国務大臣(坂田道太君) 鈴木さんおっしゃる通りに、不十分だということこれは認めざるを得ないと思うんです。ただ、御承知のように、いらない学校というのは二〇%です。あるところのところが八〇%です。しかも、御承知のように、まだ御指摘にありましたように、むしろ僻地にないというわけでございますから、むしろ重点は置かない、置かれないこの二〇%というのに対してどうするか。むしろ各学校に一人ずつやるといふようなことだけで、ほんとうに指導して現実問題として解決できるかどうか。そうでなくて、たとえば無医村等の問題もござります。そういうような形において何か方法はないものかということ、検討に値する課題じゃないかということが一つ。

それからいま御指摘の一万二千元というように、これも、これはやはり考えなきゃならない問題だと思ふわけでございます。

それから、まあこれは学校といふところは種々のおおの態様があるわけで、ただ確かに先生方に対して負担が多いということ。それゆえにこそこの標準法を出しているわけなんです。しかし、先生方自身も、生徒、児童に対する健康管理、あるいはその学校全体に対する衛生、あるいは環境といふものをどう維持していくかということとは、それぞれの先生方自身もお考えになって現実をやっておられるものだと思います。ただ、専門的な、そういうような課題についてはやはり専門的の職のこういう薬剤師といふものが置かれて初めてそれが全体的に生徒の健康管理が維持され、あるいは学校全体の環境衛生といふものが周知徹底できるものだと考えておるのでございます。そういうことは現実問題としては、それぞれの学校においてそれぞれの先生方が、不十分ながらも、そういう環境にありながらやっておられるということ、ことを私は知っております。でございますから、われわれといたしましては、この法律の趣旨に基

づきまして、一段と今後努力をしいかなければならぬということは申すまでもないこととさせていただきます。

○鈴木力君 もう時間があまりないそうですから、もう一つだけ私は同じような立場から、きょういいたできた資料でお伺いしたいのですけれども、この学校給食ですね、これはまあ学校給食はよいことだ、これについては私も同感なんです。そうして文部省もずいぶんこの学校給食には力を入れていられる。その効果も着々あがっている、その点についても私はよくわかる。ただし、この中で、今度の法案を審議するためにどうして私ははつきりしておかなければいけないのか、調理員のいない学校なんですね、調理員のいない学校の給食というのは、一体どういう状態で行なわれておるのか。いろいろなやり方があると思うが、どういうやり方で行なわれているのか伺いたい。

○政府委員(木田宏君) お手元に差し上げてございます表にありますが、現実、完全給食につきましても、小学校、中学校それぞれ調理員の置かれていない学校がござります。また補食給食、ミルク給食につきましては、かなりの数の学校が数字として出てまいっております。中学校に調理員のいない学校数が非常にたくさん出ております。これは、僻地の学校で、小・中併設校等と一緒に行動しているものというものがかなりたくさんあります。また小学校にありまして、完全給食をやっているが、四十九校調理員の置かれていないのは、結局常に雇う調理員として常勤の者としての調理員がいないわけでございまして、その学校の児童、生徒の規模等から、パートタイムの職員の応援ということで足りるものかこのようになつておるものというふうな考え方をしております。なお、補食給食、ミルク給食につきましては、ミルクの攪拌供給ということが、ミルク給食だけ行なわれておりますところにつきましては、その生徒数との関連等もありまして、比較的人手を要することが少ないという事由がある、また補

食給食も、補食給食にはいろいろな態様のものがございますが、パンとミルク給食だけ実施いたしておりますものも補食給食に入っておりますので、そのような場合には人手をとることが少ないという事由によるものというふうに思っております。

○鈴木力君 そうすると、局長は、いまの御答弁の趣旨は、いないところはこれでいいんだと、こういう趣旨に聞いていいですか。

○政府委員(木田宏君) 個々の学校の一つ一つの事情をつまびらかにしてありませんので、全部についてそのように言い切ることができなかろうかについては、私も危惧を感じます。しかしながら、その大部分の実態につきましては、いま申しましたようなそれぞれの事情があつて、その実態に即応した体制のもとで行なわれているものというふうに考えます。

なお、もちろん財政上の事由等によりまして必要な調理員を置きたくて置けないというところもないわけではないかと思うのですが、個々の御要求になりました数字の中で、そのこまかい区分けにつきましては、まだ私も承知をいたしていません。しかし想像できるところは、いま申し上げましたようなことでございまして、実際に給食を行なうにつきては、その事務の合理化というものは、これからはやはり考え、必要な配置は進めなければならぬと思っております。

○鈴木力君 聞いたことについて答えてもらいたいですが、あなたの趣旨は、こういういいところもあるけれども、いなくとも間に合っていますという趣旨なのか、いないので困るという趣旨なのか、どっちなのかということ聞いています。

○政府委員(木田宏君) かなりの部分はいない体制ではありますけれども、それぞれの実態に即した処理ができておるものである、このように理解をしております。

○鈴木力君 大臣もそういう御見解ですか。

○国務大臣(坂田道太君) 私もやはり大体はそうだと思うんですけども、中にはやはりほんとう

にいないというようなところがあるかと思ひます。そういうところが発見されれば、これは文部省として指導していかねばいけないと思っております。

○鈴木力君 発見されればとおっしゃるけれども、こういう面の調査をなさったことがござい

○政府委員(木田宏君) この調理員のいない学校の調査は、四十三年九月一日の時点で調査をいたしまして集計した数字でございまして、毎年私どもその実態につきましては留意をしておるわけでございますが、個別の学校につきまして、どういふ事由によるものかというところまでは個別の調査を別途に行なわなければなりませんので、個々の学校につきましての事情は承知をいたしております。

○鈴木力君 この法律の趣旨は、義務教育を向上させるというのが趣旨でしょう。もっぱら教育的な見地に立っているわけですね。だから、いまのような木田局長のようなことでいいということになれば、学校の先生は、平均点が上がれば、落ちこぼれていく子供が何人あつてもそれはかまわな

○政府委員(木田宏君) 落ちこぼれておるものは上げていかなければならぬと考えております。

○鈴木力君 教師に対しては文部省はそう言うんです。行き届いた教育をやれ、落ちこぼれたものを上げていかなければならぬ、しかし自分のやっていることはどうかという、いまの答弁のとおりです。この中で、大方は集計すればこういうことになるから間に合っています、個々のものについては困るものがあるかもしれないけれども把握しておられます。教師にしておる教育に対する文部省の態度と、自分のやっていることの責任をたな上げる態度はこれだけ違ふ。これがさつきから言っておるように、行き届いた教育を合意することばにしている教師に対する最も行き届かない行政をやっている事実だと私は思うんです。もし反論があれば反論してみなさい。

○政府委員(木田宏君) 私ども学校給食を実施いたすにつきては、調理員の基準につきましては、一応のめどを立ててその実態を指導しております。百人以下のものにつきましては一人という基準を示しております。調査の結果出てまいりましたその百人以下の学校の調理員の実数は一・一人でございます。でございますから、百人以下の学校の中で非常に生徒、児童数の少ない学校にありまして、幾つかその専任の調理員を置かずして別の者を置いているということはこの数字のごとく出てまいっているわけでございますが、小学校で四十九校という実態から考えまして、かなりのところまでできておるのではないかと感じて申し上げておるわけでございます。全部が一〇〇%に達しているというふうには必ずしも考えておりません。他の人数におきまして児童、生徒数に応じた指導をいたしておりますが、若干指導しておる線からなお下がつておるランクもござい

ます。五百人、六百人のところでは四人という基準を示しておりますが、平均して三・六人、三・八人という実態もございまして、その辺のところは財政上の手当てその他しながら今後の指導も進めていかなければならぬ、このように考えております。

○鈴木力君 もう時間だそうですからこれでやめますけれども、この問題は、いまのような御答弁ですと、ここできょうはやめるけれども、この問題これでやめるわけにいかないと私は思うのです。そこで、この次の機会にまたさらに詳しく質問いたしたいのですが、いまの基準についてこの次までに私のところに資料としてお出しただきたい。あとはこの次にいたします。

○萩原幽香子君 学級編制を教職員定数の標準について昭和三十四年度以来二回にわたって改善五カ年計画が実施され、大幅な改善をみたという御説明がございました。そして四十四年からさらに第三次の五カ年計画によって改善を進めるといってお話でございます。しかし私は、すし詰め学級の解消や学級規模縮小の成果は、就学児童生徒の減

少がおもな原因であつて、率直に申し上げて政府施策の効果が大きく貢献したとは判断できないわけでございます。その証拠に、人口急増の地域では依然としてすし詰め学級があり、二部教授も行なわれているといわれます。今後の教育は、進みゆく姿、変わりゆく様子を予測して進められるべきものだと思つておるわけでございますが、ところがこのたびの改正案を見ますと、過密、過疎の激化に対するある程度の考慮はなされておると思ひますけれども、今後の教育が情報時代といわれる新しい技術革新の時代にふさわしい内容に変わらなければならぬということに対しての配慮がうかがえないというところをまず指摘したいと思つておるわけでございます。今後の教育のあるべき姿という観点からこのたびの改正案について二、三質問をさせていただきます。

昭和四十四年度を初年度とする五カ年計画改善の最大のポイントは、第三条の学級編制の標準だと存じますが、そこでまずお伺い申し上げますのは、小学校及び中学校の同年生の児童生徒で編制する学級がどちらも四十五人として固定しておられるという理由は何でございましょうか。もちろん東京都心の小学校や僻地小学校におきましては、一学級二十人以下といったところもあり、現実には平均四十五人以下かもしれません。しかし肝心なことは、同年生の単一学級の編制は、一学級どうしても三十五人、少なくとも三十七、八人というところに切り下げて、担任の先生がクラスの子供たちの一人一人の能力を徹底的に開発できるのではありませんかと思ひます。そういう意味で、四十五人に固定をされたというのは決して改善にはならないと考えるわけでございます。

この最も基本的な学級編制について改善の目標がなく、しかもそれが五カ年も固定していつとされる理由をまずお伺い申し上げます。この趣旨は、大臣の提案理由の御説明でも申し上げたとおりでございますが、いまのお尋ねにつきましても、実は四十四年度から第三回目の五カ年計画

に入るわけでございまして、もちろんいま秋原先生の御指摘になられましたような点も十分私もとしては検討をいたしました。しかしながら過去五カ年計画を二回、十年にわたってやりました結果、ひずんでおるところはどこであるか、いろいろ考えてみますと、僻地、過疎の地域が、従来、すし詰め学級解消という名のもとに複式学級等は十分な改善を見なかったといったような点、それから特殊教育、それからまた専科の教員、こういったようなものが過去の二回の五カ年計画ではすし詰め解消という目標のために多少薄らいでおった、こういう点を今回におきましては重点を置いた次第でございます。したがって四十五名を四十名なり三十五名なりといったようなお気持ち、これは私も一応は検討はいたしたけれども、今回の改善につきましてはそれ以上のところを、まず先ほど申しましたようなものを重点としたという点、それと、なるほど四十五人学級というのを改正はいたしておりますが、しかしながら、全国平均の一年級当たりの収容人員を見てみますと、四十三年五月一日現在で小学校では三十三・四人、中学校では三十七・七人、こういった計算にもなりますし、また四十五人学級といったような、そういうものと、それから学級規模の小さいもの、いろいろ私のほうで調査をしてみましたが、四十五人学級のところを直すということと、先ほど私が申しましたような点をやることと、国全体として、現在のわが国のそれぞれの学校における学級規模のバランスから見てどっちに重点を指向すべきであろうか、やはり私も考えたようなことのほうが一応先になるべきものであらうといったようなデータも調査の結果ございまして今回のようなことにいたしました次第でございます。

○国務大臣(坂田道太君) この間からも私お答えを申し上げておりますように、この四十五名にするか四十名にするかという教育的な定数というのは、これは各国でも検討されているし、また日本の各大学においても検討されておるわけでござい

ざいます。かと言うて、それじゃ少なければ少ないほどいいかというところ、そうじゃない。むしろ二十人以上はいかぬということ、また同時に、五十人以上というのはもう絶対いかぬというようなことが出ております。しかし四十五名と四十名と比べてどうかというところ、このところにはやっぱり議論もあるというふうに私は思います。現に全体の標準をきめるわけでございまして、上を四十五名に押えますと、実績として日本全体で八〇%はむしろ四十になってくるということであるとすれば、それはやはり現実に即したやり方ではないかというふうに思うわけでございまして。現に現在のところでは考えましても、四十一名から四十五名のところが二・七%、それから三十六名から四十名のところが二・九%、三十一名から三十五名が一・七・四%でございますから、おおよそ、これ三十一から四十五までですと、言うなら四十五名以下というものが七五%くらいになります。か、もうちょっと上になりますかと存じますが、大体現在ですと三十一名から四十五名の間に集中してきています。今度のこの定数法ができますと、もう四十九とか四十八とかいうものは少なくとも五年間においては解消するわけでございまして、四十五名以下になり、全体としてはちょっとかっこいいあれになるではないかというふうに思うのです。しかし、先ほどの議論と同じで、何も四十五名がいいとも断定できませんけれども、やはり四十名があるいは理想かもしれせん。しかし、現実の姿としては四十名ということに固まっていきたいということ、しかし同時にそのことを最も必要だけれども、四十五名にするか、四十名にするかという議論よりも、当面のこの問題としてはむしろ僻地あるいは小規模学校に先生方を配当するというところのほうがより今度大事じゃないかという二つの問題があると思うんです。過密化におけるいわゆる定数の五十名以上とか四十九名とかいうものをやらないように、適正規模に持っていくという一つの施策と同時に、小規模学校において先生方が非常に足りないんじゃないかというよう

こと、それから先ほど来の鈴木さんのお話のよう

に、学校を構成しております事務職員であるとか、養護教諭であるとか、あるいはこれには直接接してはおりませんが、学校給食に対する調理員とか、あるいは用務員さんとかいうような問題が全体としてあるわけで、この定数として、私たちが今度御審議を願っておる中心というものはそういうふうに考えておるわけでござい

ます。

○萩原幽香子君 この改正案が大体過密過疎というところに重点を置かれているということは私もわかるわけなんです。それはまあ、ある程度納得のいくことでございまして、先ほど鈴木先生の御答弁にございまして、そういうところ

に重点を置くから、四十名か四十五名かということよりもそういうところのほうへというお話でございまして、しかし、それがまだまだなされていないという現時点におきましては、やはり多数の子供をかかえた先生が、ほかの仕事をしているやらなければならぬということ、やはりお考えをいただかなければならぬと思うわけなんです。それと、私はもう一つ、過密過疎の問題だけではなくて、文部省が、四十二年に義務教育の教材標準を設けて教材の高度化につとめておられました。そういうことはまことにけっこうで、視聴覚教材の導入によって授業を進めるというところは、これはまことにけっこうなことだと思ふんですけれども、そのときに四十五人といったような多数編制でございまして、先生は機器を管理するだけで疲れてしまうのではないだろうか、こういうことを考えるわけなんです。文部大臣は先ほど二十名以下の学級は好ましくないというお話で、この前の四月十五日の委員会でもそのようなお話があったわけでござい

ますけれども、そういったような視聴覚教材というようなものを使って授業を進めるときには、これは何としても私は学級編制は小規模であるということが欠かせない条件ではないだろうか、こういうふうに考えるわけでござい

います義務教育というものは、集団学習から個別学習への変革期ではなからうかと、こういうふうにも考えるわけでござい

ますが、その点で、先進国におくれているのはわが国の初等教育だと聞いておりますが、大臣、その点はいかがでございしょうか。

○国務大臣(坂田道太君) 私は、基本的には日本の小学校教育というものは、やはり世界に比べまして相当行き届いておると思っております。ただ、いま御指摘の学級編制につきましても、理科教育みたいなものと、それから一般の教育の面については、やはり理科のような場合はむしろ少なくすることが必要であって、それは指導の問題でできることではないか。それからもう一つ申し上げますと、こういうふうに視聴覚というものが非常に発達してまいりますと、あるものによつては三学級を一緒にしてやるということも試みらるべき課題ではないかというふうに思われるわけでございまして、これはやはりもう少し内容についてでないと議論はできないんです。これはもう確かには理科のような問題については少数ということが必要だというふうに、小グループに分けるということが必要だというふうに考えております。一般的な定数としましては、四十名、四十五名というものは、やはりこれは相当いい学級編制だと思います。しかも実体としましては、むしろ四十以下が非常に多い。こういうことを考えました場合には、標準として考えられますけれども、これはこれはいいんじゃないかというふうに考えます。これはやはり都道府県の教育委員会、あるいは市町村の教育委員会及び現場において、この一つの基準でもってある程度融通がつく問題ではないか、課題ではないかというふうに思います。

○萩原幽香子君 いま大臣のおっしゃいました、理科教育なんかの場合には少ないほうがいい、しかし、やり方によつてはというお話でござい

ましたが、そのやり方によつてはということはどういうことでございしょうか。

○萩原幽香子君　そういたしますと、自主性を尊重してということですが、県がこゝしはどうしても全部に事務職員を置きたいあるいは養護教諭を置きたい、こういうようなことで自主的にそういうものを置いたといえますと、あとあとそれに対しては、国ではそれを県に返してくださるということになっておるのでございませうか。

○萩原幽香子君 それではいつになっても教諭、事務職員が置けない学校ができるということございましょうか。その点はつきりお伺いしたいと思っております。

○森原雄香子君　そうしますと、五カ年たつてもまだそういうことがなされない学校が残るということを考えても、私はこれはたいへんなことだと思ふのでございます。小さい学校であつても大きい学校であつても、養護教諭の必要であることも事務職員の必要であることも、これは申し上げるまでもなくて、ほんとうにこれは現場の職員のたいへんな願いだと思ふのです。そういうものがいつになつても何カ年計画、何カ年計画と繰り返されてもそういうところが残るということに対して、大臣はいかがお考えでございましょうか、承りたいと存じます。

○萩原幽香子君 一歩前進は私も認めるわけでございませうけれども、やはり私は日の当たらないと

○政府委員（宮地茂君）御指摘のように、私どもも養護教諭なり事務職員、とりわけ養護教諭等は一刻も早く本則どおりに各学校に置けるようにしたいという気持ちには先生と同様でございますが、先ほど来申し上げておりますように、そういう問題のほか、まだ過疎地域における小規模学校といったような教育あるいは特殊教育、いろいろな点から今回養護教諭を、不満足ではございますが、一歩前進というようなことをいたしました。しかしながら、そのようにいたしますと、一応積算が八百五十人の児童に対して一人ということことで、八百五十人以下の学校には行かない。機械的

な計算をすればそういうことになります。したが
いまして、それでは僻地があまりに格差が激しく
なるという観点から、政令でそういった小規模学
校の六分の一の数は加配をするといったような観
点で措置したい。もちろん無医村の地域も計算の
中に入れたいと思っております。しかしながら、
それにしなくても法律的には、そこへ、過疎地域
の僻地の学校に優先して置くあるいは必ず置かな
ければならないという規定ではございませんの
で、あとは運用上の問題といたしまして、私ども
としては、都道府県に、そういった趣旨を実態に

○萩原幽香子君 時間が参りましたようでございますので、あとの問題は後日に譲りたいと思いますが、しかしながら、この全体を通じて私は考えてみまして、学校教育といわず社会教育といわず、とにかく教育の面におきましても、日の当たらないところに日を当てるというその考え方がまだまだ乏しいのではないか、こういう感じがするわけでございます。そこでお願いをしておきたいことは、運用上の問題ということでございましたので、この運用ということと、私はここに希望を置いて、そうしてできるだけこういう日の当たらない場にいる人たちに日を当てていただくように運用をお願い申し上げることにして、きょうの質問、私は終わらせていたきたいと存じます。

○小笠原貞子君 まず最初に、学級編制の標準について伺いたいと思います。

きよらも大臣、おっしゃいましたし、この前もおっしゃいました四十五人というふうなきめ方について、先ほどもおっしゃいましたように、これは教育学的に見ても、まだはっきり、日本においても諸外国においても、きまつた見解というものが出されていないというようなことをおっしゃっているわけなんです。そこで、お伺いしたいわけなんですけれども、四十五人というのは、決して数だけの問題ではなくて、現場でほんとうに教育をしようとする者にとっては、教育を質的に高めるにはどうするかということが非常に重要な問題なわけです。そこで世界的にもまた日本的にも、まだ結論というものが出ていないという中で、四十五名というのをおきめになったその根拠というもの、もう少し具体的にお示しいただきたいわけです。ほんとうなら三十人か三十五人ではないと

思うのですけれども、財政的にはこういうわけではなかなかうまくいかないから、それじゃ四十五人ぐらいにでもしておこうかと、こういうふうになったのか。それとももう少し真剣に、この四十五という数について、当局として考えられたのか、その辺をはっきり具体的にちょっとお答えをいただきたいと思っています。

○国務大臣(坂田道太君) これは先ほども申し上げましたように、イギリス、フランスでは四十人程度、それから西ドイツは四十人をこえているようでございます。日本でもたしか教育研究所で検討をいたしました場合に、とにかく五十人以上はいかぬと、二十人以下はいかぬと、しかし四十五人というものは、まあよろしいと、四十五人以下が望ましいというふうな、そういうこの一現在の学校教育の上に立って、平均的な知能の生徒に、平均的な教師の負担において、平均的な成績をあげるには、一学級の生徒数は四十人程度が適当である。これ以下は望ましいが、二〇人以下では好ましくない。これは国立教育研究所の三十二年の調査でございます。でございますけれども、これも一つの学説だと思っております。

しかしながら、慣習的にいいますと、やはりイギリスやフランスあたりで言っている四十人というの、やはりある程度根拠のあることじゃないかというふうに思うわけです。この間も申し上げましたけれども、バトラーが教育改革をやりましたときにも、たしか四十人以下にする、それから理科の場合には三十人以下にするというふうなことでございましたので、やはりそういうところは大体理想のところだと思っております。

しかし、先ほど申しますように、われわれ政府は社会主義国と違っていて、一応何といえますか地方の教育委員会に直接的にするというふうなやり方はしておりませんで、やはりわれわれとして標準をきめまして、四十五名はもう最高だぞと、しかし、やはり四十名あたりに持っていく努力をしてほしいということで、現実的には今度の標準法が出ますと、全体としては四十名以下というものが

のがおそらく相当大部分になってくるということとで、望ましい姿になってくる、教育的に見ても効果のある学級編制が行なわれるということだと思っております。一〇〇%ということはこの努力目標でございますけれども、行政としてはそういうふうなやり方、運用をいたしてまいりたいというふうな考えております。

○小笠原貞子君 いまお話しになったことはこの前も伺いましたし、ほかの予算委員会なんかでも発言されていたのでよくわかるのです。ただ私が重ねて聞きたいと思いましたが、たとえば国立教育研究所のほうで出された、三十二年でございますね、いまおっしゃったのは、もういま四十四年でございます。約十年たっています。そしてまた先ほどから出ていましたように、現場の教師にしてみればいろいろな雑用というものを引き受けなければならぬというふうな、こういう現時点において現状の問題というものをほんとうに勘案されて、そして真剣にこの定数の問題で討議されたかどうかということをお聞きしたいわけなんです。何となくいままでの答弁聞いていますと、その辺のところの数だけの線で、四十五名以下だったから何とか望ましい方向にいくだろうというふうな非常に安直な考え方できめられたような気がするのです。数というのではなくて、やはりほんとうに教育というものを実際にこう重点的に力を入れてこれからどう考えていこうかというそういう姿勢でのきめ方がどうも薄いように思ったわけなんです。その辺のところはどの程度真剣に御討議になったのかどうかということだけ簡単に回答えたいかと思っております。

○国務大臣(坂田道太君) やはりそれは十分とは申しませんが、教育的配慮をして定数を考えたわけでございます。それからまた、やはりこれから先は、先ほど申しますように、逆にある程度の視聴覚教材、テーピングマシン等を導入することによって人数を減らすという面も出てくるわけでございますから、その辺もあわせた新たな観点の教育の効果あるいはあるべき姿というものが求められるべきだと私は考えております。そういうことについてはわれわれも非常に関心を持っておりますので、よく検討したいと思っております。

○小笠原貞子君 いろいろとこれから研究されていくと思っておりますけれども、やはりその研究されている中で私が一番大事だと思っておりますのは、現場の教師がどういう状態に置かれて、現場の教師がどういう要求を持っているかと、こういうことだと思っております。そうしますと、大体のところ現場の教師としては、もう上限は四十五人じゃなくして四十人に押さえてほしい多くとも、ということが出てくるわけですね。そうすると、そういう要求、いまほんとうに切実に現場を持って悩んで、希望している要求というものが、今後五年間待たされてしまおうというわけですね。そうすると、やはり五年間というものは、口で言えば五年間ですけれども、子供の教育の立場から言えばこの五年間というのは非常に大きな時期だと思っております。そうしますと、この五年間というのがこのまま現場の要求、それは教師の要求であると同時に子供自身にとって必要なこれは権利としての要求だと思っております。それが五年間置かれなければならぬということについて、大臣はどういうふうに考えていらっしゃるのでしょうか。

○国務大臣(坂田道太君) 現場の要求というものが非常に、大かた正しい場合が多いと思っております。教師としまして、しかし、それが全部現場の意見だけにまかせておくべき筋合いのものでもないというふうな思っております。これはやはり学者あるいはわれわれ等入りますと検討した結果、これがいいということもあるわけでございます。その意味合いにおいて現場の意見を聞くということは大切だと私は思います。それからまた五年間はこれでいくというわけでございますが、これは運用によってある程度不十分ながら、しかしながらこれでどうやって効果をあげるかということ現場で考えをいただきたいというふうに思っています。しかし何を申ししても、いままでのものよりも今度の標準法というのは一歩前進ということとはどなたもこれは承認していただける事柄であると思っておりますし、その四十名、四十五名の問題は別として、小規模学校についての、あるいは複式の学級を解消していくという方向を示しているという点についても、先ほど萩原先生おっしゃいましたように、やはり日の当たるところに日の光をかけるのだと、こういう気持ちというものは私は乏しい光かもしれないけれども、これにはあらわれておる、にじみ出ているというふうに思うわけでございます。

○小笠原貞子君 先ほどから前進前進とおっしゃいますけれどもね、前進するのはあたりまえなんです。去年に比べて後退していきななと言ったら、これはもう大臣ほんとうにたいへんなことなんです。だから前進するのは、こんなことは前進するんではないかというふうなことがあっていいと思っております。前進するのは当然なんです。ただ、その前進の速度が、いまのまのほうにええだけの前進であるかどうかということなんです。それ一つよいなことでございますけれどもね。(よけいでないですよ)と呼ぶ者あり)はい、そうですね、確かに……。

時間がないものだからすぐせいかいいますけれども、それじゃ次に数字的なことをお伺いしたいのですけれども、この改正案が施行された場合、五カ年後に第七条にいうところの教員と第八条でいう養護教諭及び助教諭です。それから第九条の事務職員、それそれの増員数がどれくらいになるか、また自然減というのを引いて実際の増になる分というのを、済みません、ちょっと数字でお出しただきたいと思っております。

○政府委員(宮地茂君) 今回の措置で五年間のを一応申し上げますと、現行法によります定数と今回の改正によるものとの差が二万八千四百九十一名でございます。それが一応増ですが、実質的には生徒の自然減等がございまして定数減になります。した

ものが一万三千七百三十五でございます。した

がいまして差引純増が一萬四千七百五十六といふことになりました。で、ちなみに四十四年度では一応、以上の五年計画の四十四年度だけということにいたしますと、増が一萬一千三百十八、自然減が八千七百八十九、差引純増二千五百二十九といふことになります。それから、その全体のうちで特に養護関係を上上げますと、五年間で養護が三千三百三十、事務職員が五千六百四十五の増、それに自然減がそれぞれございまして、差引純増は養護が三千五百四十一、事務が四千七百八十二ということになります。

○小笠原貞子君　そうしますと、差引しますと純増が一萬四千七百五十六とおっしゃいましたね、初めのところ。そうしますと、私ちょっと単純に計算してみたいのですけれども、学校というのが三萬五千七百六十六校あるわけですよ。どの学校へ行ったら、先生ひまで、たいへんいい教育ができるんだという自信を持って教育できないような状態だということになりますと、これでいきますと約二万二千の学校の数が全然一人もふやされないう。たいへん大ざっぱな計算になりますけれども、そういうことになってくるわけなんです。こういうことになりますと、ほんとうにこの人数というものが全く少ないということになるわけなんです。その辺ひとつは、たいへんふやしてほしいという要求に対してたいへん大きな問題になるんじゃないかと、そういうことを思います。

それからもう一つは、いわゆる第八条という養護教諭の問題ですけれども、小学校の場合は八百五十人、中学校で千五百人と、去年よりもよくなったといわれているわけですが、この八百五十人と千五百人というようにその算定の基礎となった数というのは、一体どういう根拠でこういう数字が出されてきたのか。実際問題として養護の任務ということや子供の立場から考えてみて、この数字というのがどういふところからこういうふうに出されてきたのか、それもあわせてお答えいただきたいと思ひます。

○政府委員(宮地茂君)　現行法では、小学校は児童総数の千分の一、中学校は生徒総数の千二分の一とされておりましたのを、いまおっしゃいましたように八百五十分の一、千五十分の一といったようなことになりましたので、その根拠でございしますが、きわめて科学的に、百五十名を減らしたのはいかような基礎的な科学的な根拠があるといふたような意味での科学的な根拠は、正直言つて薄うございします。

○小笠原貞子君　養護教諭というのはやっぱり子供の教育面で、子供の立場から見まして、先ほどからどなたもおっしゃっていましたが非常に大事だと思つておられる。そうするとまあ、あまり根拠のない、薄いところで、去年よりはいいだろうといふような点でされているというのは、一つはたいへん不満なんです。もつとほんとうに子供の教育上の立場から、健康上の立場から、その辺のところについてもどうもきょうの話題になりますところには非常に熱意が薄くつて、たいへん私は不満に思つておられる。先ほど養護教諭の問題で答えになったときには、それぞれ自主性にまかせると、都道府県にまかせるといふことはいいことばですけれども、やっぱり学校教育法でもきちんときめられて、置かなければならない、当然、実際に置かなくてはならない立場から考えれば、自主性にまかせるといふものじゃなく、だから結果的には置けない学校が何ぼだといふような数も出てこないとおっしゃったわけでごさいます。そういうのじゃ非常に無責任だと思ふんですよ。自主性にまかせるとして、大体こういう計算でいってたらどれくらい置かれないところがあるのかと、これは一体教育の面からいってどういふ問題があるんだといふうに考えていかねければ、ほんとうに文部省の立場としてやらなければならぬ、そういう立場が非常に無責任に私は流れていっていると思ふんですよ。その辺のところどうなんですか。

○国務大臣(坂田道太君)　先ほど私が都道府県のある程度のある自主的な運用をお願いしたい、期待をしたいと申しましたのは、四十名、四十五名の問題について言つたわけなんです。全然関係がないわけじゃないけれども、ただ養護教諭の問題は御指摘のとおり私は考えておりまして、これはむしろ直接われわれの責任であるといふふうに考えます。したがういまして、これに対しては長期的な計画のもとにこれはやらなければいけないといふふうに思つております。

○小笠原貞子君　さつき一緒だったですよ。

○政府委員(宮地茂君)　いまの小笠原先生の御指摘のような趣旨のことを私申しました。それではあいまいではないか、もつと文部省として、各県の実態は一応別として、はじいたその数字から機械的にどうなるかという答えを出して出しますれば、一応四十三年度では養護教諭の置かれておる学校が四〇％でございします。それが今回の児童数百五十名ずつ減じて養護教諭を配置するといふことで、きわめて、機械的にはじきますと五一・三％の学校には置かれる。ですから一％ばかり伸びるという機械的な、あくまで機械的なこれは数字でございします。実態はそれを基準にして各県で実情に即してやり、また五年間の足どりが各県において毎年違うという意味でございします。小笠原先生、先ほど萩原先生のときにお答えすべきことをいまあわせてお答えいたしました。

○小笠原貞子君　そうしたらあれですか、改正後でもいまの話だと大ざっぱに計算して五一・三％にしか置けないといふことになるわけですね、いまの答えだと。これはたいへんなことですよ。どうなんですか。私ほんとうにたいへんだと思うのです。もう次はよくなるのかと思つたら全くもうわずかしかないう、全体からいってほとんど半分くらい置けないといふことになるわけでしょう。そういう点、どうなんですか。大臣の所信をもう一回はっきりさせてもらいたいのですけれどもね。養護教諭というのはやっぱりもう非常に重要な大事な役割りを果たさなければならぬと思ふのです。それが五年かかって今度の改正でもやっぱり、まあ大ざっぱにいつても半分くらいしか

か置けないといふことになればね、これでほんとうに文部省、文部大臣としてですよ、この問題どうなんだといふことをちょっと一言伺いたいのです。

○国務大臣(坂田道太君)　やはりその四〇％といふものが現実なんです、これはやっぱり不十分だと私は思ひます。責任を感じるのです。したがういまして、一歩前進でございしますけれども、五一・三％まで今度は計画を立てて、そうしてまあやっておるわけでございます。しかし、まあ先ほど萩原先生にもお答えを申し上げましたように、これにはやはりこの養護教諭のその養成計画等の、この供給の面も考えていかなければならない。

○小笠原貞子君　ああ、両方やる……。

○国務大臣(坂田道太君)　両方やらなきゃならぬんですが、その養護教諭の養成計画とのにらみ合いもあるわけでございます。やはり私たちが責任をもつてやります以上は、着々とそれに合うようなことで、片方だけがいった、そうして先生はいないで、これはまた皆さま方に申しわけないといふふうには私は思つておるわけでございます。正直申し上げてそう思つておるわけでございます。

○小笠原貞子君　文部大臣、大学問題のときの声はすごく大きいですけれども、きょうの声はとて小さいですよ。やっぱりほんとうにこういう一番基礎的な大事なことでですから、ほんとうに真剣に考えて、善処してやっていただきたいと思ひます。

で、今度の養護教諭自身の問題として、実際どういふふうな実態をつかんで考えていらつしやるかといふことなんですけれども、まあいまの、たとえば東京なんかで見ますと、養護教諭の健康実態といふのが出てくるのを見て私びっくりしたわけなんです。これは四十三年度の四月から十月まで集計されておられます。公立小、中学校三百十六校の一万四千四百十人の教諭についての調べた結果なんですけれども、異状があるという、そういうのが七五・七％いるという数が出てくるわけなんです、養護教諭の中に。そうして、病気がどういふ病気かと

いうと、内科的なものが八五・七％です。非常に大きな数を占めているわけですが、その内科的なものがどういふのが多いかといいますと、胃腸障害が目立ち、高血圧、低血圧というようにいろいろなるものが出てきているわけですね。だから、養護教諭というものが、子供たちの健康を守るというのをしながらも、まず自分の健康を守らなければならぬという非常なところに立たされているというこの実態をはっきり知ってほしいと思うのです。で、養護教諭がそういう重荷を背負わされて、健康を害しながらやっていて、その休暇だとかというものは一体どの程度とられているかという調査、これも同じように四十三年の四月から十月までの集計で、まあ数は二百八十九名からとったのですけれども、一日ない五日間、四月から十月までです。それから半年になるわけですが、一日から五日間とっているというものが五〇・一％。半分が一日から五日間とっている。なぜその休暇をとったかという内訳を見ますと、七割はやっぱり病氣だと、こういう答えが出てきているわけですね。それからまた、いま妊産婦の死亡率率というのが世界一になっていたり、それから出生率というのは非常に低出生率のグループに世界的にもなってきたというように、私たちが母性保護ということを非常に重要視するわけなんですけれども、じゃあその生理休暇というのはどのくらいとられているかといったら、わずか三六％と、こういうような実態になっているわけなんです。こういうような実態を大臣いままでも御存じだったか。また御存じだったら、そういう実態を知って養護教諭のこの数の問題なんかというのは出されたのかどうか。その辺ちょっと伺いたいと思います。

○国務大臣(坂田道太君) 私はまああんまり詳しくは知りません。知りませんけれども、養護教諭の団体の方々は大臣になります前も、十数年になりますか、知っておりますから、実態につきましては非常に無理なんだ、場合によっては自分が欠席した場合に子供たちのことを考えるとぞっとする

というふうなことも聞いているわけで、幾ぶん知っているつもりでございす。で、ございすけれども、今度の法案で皆さん方に御審議をわざわざしたものを少しも前進させようという意欲はひとつ御了解いただきたいと思ひます。

○小笠原貞子君 意欲はあるけれども、現実にはやむを得ない、そうす。

○国務大臣(坂田道太君) やむを得ないというわけではなく、やっぱり一步一步着実に前進したいという気持ちで一ぱいございす。

○小笠原貞子君 それじゃその辺のところをしっかりとやっていただきたいという、要望みたいになつてしまひますけれども、お願いして、次に進みたいと思ひます。

次に、第七条の三項になりますが、「十八学級以上の中学校の数に一を乗じて得た数」というのが今度出てきているわけですが、この提案の趣旨説明の中で、生徒指導を強化しようということばが入っていたわけですが、これをふやしたのは、十八学級以上の中学校の数に一を乗じて得た数というのは、生徒指導ということが中心になって、これのためにふやしたというふうになるわけなんですか。

○政府委員(宮地茂君) 一応、積算といひました。それはそういうことでございす。学級数が多くなつてまいりますと、やはり生徒指導につきましては計画的にやつていく、これはいろいろ学級の先生、あるいは教科の先生がいろいろ生徒指導、特別活動等をなさいます、学級が多くなれば学校全体としての計画的な事務も必要になってくるであらうというところを、一応念頭に置きまして、十八学級以上のところに一名という積算をいたしました次第でございす。

○小笠原貞子君 この生徒指導ということばとその他の問題については、またこれは時をあらためていろいろ伺ひたいと思ひますけれども、それじゃいまのことばですと、一応は生徒指導ということ念頭に置いて積算はしたけれども、だから

といひて生徒指導専任ということではなくて、配置された学校で専科の先生が足りないからこれにやつてもらいたいとかというふうな、そういう現場の要求に応じてその積算された一名というのは働くことができるというふうに解釈してよろしいんですか。

○政府委員(宮地茂君) それはその学校におきまして、いま先生が具体的ににお出しになりました音楽なら音楽の専科の先生がどうしても要するのだというところでおやりになる場合、絶対にいけなしては申しませんが、それぞれ学級規模に応じて専科の先生も置き得るような加算措置がなされております。したがって、趣旨といひました。全然関係なくおやりになるということとは趣旨としてはちよつとそういう趣旨ではない。しかしながら、絶対にもう生徒指導だからといって専任のようにその先生を使ひなさいという意味ではございせん。

○小笠原貞子君 実はこれを見てたいへん私も心配になつたんですけれども、たとえば生徒指導といひるのは、先ほどもちよつと言ひかけてこの次と言ひましたけれども、決して一人が担当して生徒指導をやるのではない、すべての教科においてすべての教師が総合的に生活指導を通してやつていくというやり方が本来だと思ふんです。それを生徒指導という形で特にお出しになるといふことは、これは生徒指導という名前における管理職的な立場といふことがこの裏に隠されているのではないかなと、いままでがいままでですからそういうふうにおきまわすを得ないといふところが出てきたわけですね。それで伺ひましたわけですね。そうでない、大臣横に頭を振つていらつしやいます。が、そのところをはっきりそうではないのだと、決して管理職的な立場ではない、やはり指導の立場に立つて教育効果をあげる、こういう立場であるというならそのようにはっきり一応お答えいただきたいと思ひます。

○政府委員(宮地茂君) 生徒指導という定数割り当ては、その人を管理職のものとして置くということ趣旨ともいたしておりましたし、文部省としてもそういうものを期待はいたしておりました。

○小笠原貞子君 私がそういうふうなことを考えたのは、ただ疑心暗鬼で何も根拠がないわけではなくて、たとえば高校の定数法改正のときにこれが出てきているわけですね。それは、高校で現在複数教頭制というのが置かれていて、福島、富山、愛知、徳島、北海道、こういうところに複数教頭制というのが置かれていて、この高校定数法のときに、第九条第一項四号のところ、全日制では生徒数四百五十人から九百四十四人までのところは一人、学級数でいうと二十一年級から三十一学級未満は二人、三十一学級以上が三人、こういうふうなふやされてきたわけなんです。そのふやされた理由というのが生徒指導の強化という理由でこれがふやされてきているわけなんです。そこで愛知県はどういうことになつたかといひますと、四十四年三月二十三日に県教委が内示校長会というのをやつていふんです。そうして三月二十七日に原案どおり強行といふことで三月二十八日に新聞発表されましたを見ますと、県教委が全く秘密裏に校長補佐四十六名を準備する、十六学級以上の定時制四校、二十七学級以上の特殊学校三校、こういうふうな、生徒指導の強化という名前でもふやされたのが、結果的には複数教頭制といふようなものに持つてこられていふわけですね。だから私は、ちよつとそれがいまこどもさうなのかと思つて心配したわけですね。愛知県がこいうことをやつたといふのは、では文部省として高校の場合はそういうふうな指導だったのか、それとも高校の場合もそうじゃない、とすれば文部省はこいう措置になつたといふことに対して、別に行政指導なんかしてない、これは愛知県教育委員会の単独でやつたことだ、こいうことになつたんでしょうか。

○説明員(岩田俊一君) いま御質疑のありました高校定数配置法の九条四号にその関係にかかわりある規定があるのでございますが、その規定の中で特に大規模学校につきまして定数加算の措置を講じておりますが、これはやはり中学校の場合と同じように、そのくらいに大きな規模になりますと、やはりこの生徒指導面にも手がよけいにかかるであろうというようなことをもちまして加算をしたのであります。その場合も、何もこれは生徒指導専任だけに使うという意味じゃないのでございまして、学校全般の教員配置の考え方といたしまして一人を加算したにすぎない、しかもこの定数標準法は、管理職にするとかしないというような問題とは全然別問題でありまして、一応、学校に置かるべき教員の数、教員以外のほかの職種もございまして、そういう配置についてどの程度の数を見込んだらいいかというのがこの数字の内容でございまして、この規定をもつて直ちにその置かれた分は生徒指導の管理職になるんだとか、あるいは教頭になるんだとか、そういう意味では決してございせん。

○小笠原貞子君 その趣旨はわかったんですが、私が伺いました愛知県の場合、高校の定数法からきていますけれども、それは文部省と関係なく行なわれていると、こういうことになるんですか。

○説明員(岩田俊一君) 愛知県のただいまの御質疑の事実につきましては、私も存じておりません。

○小笠原貞子君 存じていないということは、文部省としては行政指導も何もなかったということですね、そのところ確認したいと思うんです。

○説明員(岩田俊一君) いたしております。

○小笠原貞子君 それではもう少し、残された時間、特殊教育の問題について伺いたいと思うわけなんです。

今年度文部省予算の重点施策の一つとして、いわゆる特殊教育の振興ということが位置づけられているわけなんですけれども、今度の定数法一部改正でいいますと、一体五年間でどれくらいかの教論、それから寮母、事務職員というものがふえるか、その数をまず伺わせていただきたいと思っております。

○政府委員(宮地茂君) これは合計いたしまして特殊教育小学校で二千四十一人ということになります。そのうち寮母につきましては六百三人、それから舎監、これも専任の舎監ということではございせん、舎監の仕事もする教員ということとでございまして、二百九、技能訓練関係が五百七十二、それから学級編制の改善等に伴いますものが六百五十七、合計で二千四十一ということになります。

○小笠原貞子君 この第十一条の算定のところなんですけれども、ここを見ますと、「二学級の部」というのが「乗する数」というのが「二・〇〇」と、改正前に比べますと一・二五がこういうふうになって、これを見たときに、ずいぶん大幅にふえたなとちょっと私そう考えたわけなんです。こまかくこれを計算していきまして、結果的には変わっていないところが非常に多いわけなんです。去年よりは前進したとまあおっしゃるかもしれませんが、一体この変わり方でどういう学級がふえて、どういう学級がそのままだというの、私のほうでちょっと計算してみましたら、ふえるのが三学級、四学級、それから六、七、十二、十三、十四、十五、十六と十八、こういう学級は改正ではふえているんです。ところが、一、二、五、八、九、十、十一、十七、十九、これだけは同じだし、中学校の場合にいても結局同じなんです。そうしますと、計算してみますと実質的には半分しかふえていないと、半分の学級数のところでは前よりちょっとよくなった、まあ半分半分なんです。そうすると、これでほんとうに重点施策の一つとして特殊教育の振興を位置づけていると言われるような内容かどうか、その辺どういうふうにお考えになつていらつしやるでしょうか。

○説明員(岩田俊一君) ただいま局長から御説明申し上げましたように、この五カ年計画全体といたしましては二千四十一名増加することを策定いたしております。この数字は、ただいまの御質問でございまして、学校のほうではふえるとか、ふえないところがあるとかいうような状況のお話でございまして、全体のアウトラインで申し上げますと、二千四十一という数字は、現在の特殊教育小学校三百六十一校ございまして、それを分母として割りますと平均いたしまして五人ないし六人現在よりも増加をする、職員の数。こういうようなことで大体的な感じをおつかみいただければ幸いと思ひます。

○小笠原貞子君 時間がもうなくなりましたので、具体的なことはまたこの次のときに伺わせていただきます。思ひますけれども、それでは現在、盲学校、ろう学校、それから養護学校というのがありますけれども、それに当然入らなければならぬ、つまりそこに入つて教育を受ける権利というものを子供が主張する場合に、その子供たちには一体どれくらいあつて、そうして収容できるという数、それだけ確保されたいと思ひますか、その数だけいまだ出ていないと思ひます。

○政府委員(宮地茂君) いわゆる特殊教育機関の対象となるべき心身障害児の数でございますが、まず視覚障害の障害児が一万一千五百八十五でございまして、それに対してその子供たちがそれぞれ特殊教育、特殊教育級に行つておりますものの在学率を申し上げますと四四・四%でございまして、そういう関係で以下申し上げますと、聴覚障害が障害児一万五千九百二十九、そのうち在学率は七五・一%、精神薄弱関係が二十九万九千七百六十三人、その在学率は三八・六%、肢体不自由児は二万六千六百六十六人、在学率は四九・一%、薄弱虚弱の子供が七万九百五十八人、在学率は七・八%、合計いたしますと四十二万四千三百一人に對しまして在学率は三五・六%ということになります。

○小笠原貞子君 これ、いつの調査でございすか。

○政府委員(宮地茂君) 四十三年五月一日現在で行ないました文部省の児童、生徒の心身障害に関する調査、その調査の結果でございまして。

○小笠原貞子君 いまのは養護学校と養護学級でございまして、いまおっしゃいましたのは、そうすると、盲学校とかろう学校とかいう場合の数字はお持ちになつていらつしやいますでしょうか。

○政府委員(宮地茂君) 先ほど一番最初に申しました視覚障害関係が盲、聴覚がろう、大体そういう考え方でございまして。

○小笠原貞子君 それじゃ最後、時間の最後になりますけれども、こういうのでみますと、就学率というのはいささか三五・六%なんです。教育の基本的な考え方として、義務教育という名前が使われているけれども、いま私どもが教育で一番大事だと思ひるのは、上に対する義務ではなくて、子供自身が教育を受ける権利があるというそういうところが非常に私は大事だし、これを伸ばしていかなければならない。ところがこの特殊教育の問題で考えると、わずかに三五・六%だと、それは就学免除という、これまた上から免除してやる、そういうところで抜け道になつておる場合が非常に多いわけですよ。そうすると、非常に熱意をもつて重点施策として振興を考えると、いざいざいざいざ、決意のほどはそうだけれども、現実にはいまだ、ずっと過去を見ますと、いつも後手後手でございまして、だから、そういう点、私は非常に残念なので、次に今度具体的に伺わさせていただきますが、最後に、大臣が所信として一体どういふふうにお考えにいたしたか、そのことを一言伺いたいと思ひます。

それから、それに加えて、この特殊教育というのが、学校教育法の六章の七十一條の特殊教育というところの中にこういうのがあるのです。「幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施し」と、こうなつてゐるのです。で、肢体不自由児だとか、知恵おくれとかいいますけれども、

ども、好きで自分が病氣になったわけじゃない。やはり子供が教育を受ける権利ということから考えれば、準備するのではなくて当然同等の教育を受けるべきであるというふうな考えていかなければ本来の立場ではないと、そう思うわけなんです。で、そういうことからまたそのあとに、「準備する教育を施し、あわせてその欠陥を補うために、必要な知識技能を授けることを目的とする。」つまりそういう子供たちは何とか食べていけるようにというので、理容家だとか何とかいうので、その食べていけるための技能を与えるというところにみんな流されてしまつて、まあヘレン・ケラーなんかを例に出すまでもなく、ほんとうに一般的な普通教育を受けるというこの可能性を押えられてきておるといのが基本的な私は問題だと思つてです。だから、そういう点からも考えて、大臣のお考えを最後にお伺いしたいと思つてます。

○国務大臣(坂田道太君) 実は私、就任いたしました。一番最初に申しましたことは、大学問題と、それから先ほど萩原先生の御指摘になりました文部行政の中で一番おくられている部面、各間になつておる部面、それに光を点するということを申しておるわけでございます。したがって、本年度の予算の中におきましても、特殊教育総合研究センターというものを現実に予算もとりました。そして久里浜で心理学的に、あるいは医学的に、あるいは教育学的、社会的、あるいは学問の総合的な研究と同時に、實際的に教育の方法をつかむということ、そしてまた、御指摘になりましたような生きる権利があるわけでございますから、それに對してどういふような職業を与えたならばこのハンディキャップを持った子供たちというものが生きていけるかということについての検討もいたしたいと、そしてまた、實際そういうような子供を選びまして、そこでその教育もやってみたい、また職業教育等についてもやってみたい、こういうことで発足をいたしましたわけであります。また、中央教育審議会のメンバーの中に全然特殊教育というものについて専門的な方がおられませんか。

でしたから、専門的な方を中央教育審議会に入れておるわけでございます。率直に申しまして、やはり特殊教育についてはいまからだと思つております。私のおります間に全部が全部できるとは思いませんけれども、そのルールだけは敷きたいという意欲を持つておることを申し上げたいと思つてます。

それからもう一つは、やはりこの三十何%しか就学をしていないというの御指摘のとおりだと思つてますし、これから先、就学の道を開きたいと思つてますけれども、やはりその教育方法を、いままでのような教育方法でやることはたして教育の機会均等かどうかということも検討しなきゃならないので、知恵おくれの人には知恵おくれに應じた教育のやり方がなけりやならないので、普通の人はまあ十八歳で高等学校を出るといふ場合でも、ある場合においては二十歳をこえましてもそれだけのものをやっていくということも必要かと私は思つてます。そういうようなことはこれからのはり科学的、学問的検討であると思つてます。それからもう一つは、日本の何といひますか、風習といひますか伝統と申しますか、親としてその知恵おくれ児やあるいはいろいろの心身に障害のある子供を隠すという面もあるわけでございまして、でございますから、昨年度この調査をいたしましたわけでございまして、なかなかその調査にあたりましたも正確に把握ができていないという面のあることもひとつ御了承いただきたい。

それからもう一つは、教育の可能性があるのかどうかという問題。単に目には見えぬ、耳は聞こえない、しかしながら頭は非常によろしいという、こういう人は教育に値するということも、あるいはヘレン・ケラーもそうでございまして、それからおとし参りましたミスター・スミス、これはヘレン・ケラーの出ましたパーキンスという学校で学び、かつ大学で学び、そしてニューヨーク大学の修士課程まで出ております。そしてけつこう自分も職業につきまして、そしてハン

ディキャップの仕事をやつておるわけです。あるいは本なんかも出して、詩人としてもその役割りを果たしておるわけです。そういう能力を持った人が教育を受けないままでおるといふこと、それが一人であつても二人であつてもいけないうことであつて、これに對して私はやはり教育し、あらゆる現在の水準のものを与えることによつてその能力を開発し、同時に世間に堂々と生きていくということが当然だといふふうに私は考へるわけでございまして。そのまた選定をする人といふものが実は日本にいません。この点について専門家を養成するということも必要かと考えます。特殊教育につきましては、私のおります間に少なくともこのルールだけは敷きたいという意欲を持つておることを申し上げまして答弁にかえたいと思つてます。

○中村喜四郎君 私は、いままでの質問の中で、不満足ではあるけれども前進的であると、この定数法の問題に對してはそういう考え方を持つておるわけでございまして、ただ問題は、私は定数が確保されただけで教育が十全にされないという面についてひとつ取り上げてお尋ねしたいと思つてますが、それは教員養成の問題と教育の免許状の問題、現職教育の問題と人事交流等の問題について、大臣及び文部省各局長にお尋ねしたいのですが、まず、大学紛争が各大学で起こつておる中で、教員養成を行なう教育大学及びその他の大学の教育学部において激しい紛争が起つておるのですが、このような情勢において次代の青少年を教育する教員養成について、文部省では抜本的に改善することを考えているかどうかということについてまずお尋ねしたいのです。教員養成の大学の学部等についての抜本的改善策を必要とすると思つてどうか。

○国務大臣(坂田道太君) これは中央教育審議会の昭和三十三年の答申にも、この教員養成制度の改善についてという答申がなされておるわけでございまして、いろいろの事情からこれのまあ完全な形においてはやつておりません。しかしなが

ら、教員養成の大学、学部の目的、性格を明確にするために、国立の学芸大学、学芸学部を改め、変更いたしました。教育大学、教育学部を改めるとともに、これらの大学、学部の教員養成の整備充実を行ない、教員養成の研究体制の確立につとめてまいつたわけであります。また、義務教育学校の教員の指導的立場に立つ者の養成を目的として、幾つかの教員養成大学、東京学芸大学、大阪教育大学に大学院を設置いたしました。さらに教員養成の大学、学部の学生に對する育英奨学制度を拡充するとともに、教育特別奨学制度を設け、優秀な教員の確保につとめております。

そこで、その抜本的な問題につきましては、やはり大学全体の問題として取り上げておるわけでございまして。しかも中央教育審議会の三十八年の答申におきましては、やはりいまの大学といふものを種類分けをする必要があると。たとえば大学院を中心とする大学、あるいはまた一般的な高等職業教育を中心とする大学、それからまた教員養成を主とする大学といふものを、目的、性格を明らかにすべきじゃないかという答申も出ておるわけでございまして、いま大学問題が新たな視野で今日の國民的要請にこたえていないということから、大学全体についての検討を迫られておるわけでございまして、教員養成大学につきましても、そういう抜本的改正はそういう中央教育審議会等の答申を待つてわれわれは考えていきたいというふうな思ひます。そういうことになっております。

○中村喜四郎君 いま大臣がおっしゃつたように、改革はやりつつあるわけでございけれども、私ども、中教審の答申が三十三年に出まして、三十七年には教育職員養成審議会から教員養成制度の改善についてという文部省に對しての建議がなされておるわけでございまして、その間文部省では、昭和四十年の四十八国会で、東北大学から分属して新たに宮城教育大学、あるいは学芸大学を教育大学に、学芸学部を教育学部という名称に変更したにとどまつたような感じを私どもは強く持つわ

けでございす。少なくとも教師としての職業が専門的な職業として確立されて社会的に高い評価を受けるためには、それにふさわしい教養と専門的学力を必要とする、これが大学における教員養成の趣旨であるというような答申もされ、しかも建議もされている。しかるに現行制度において、この趣旨が不明確であり、今後教員養成を行なう大学、学部、学部の目的と性格を明らかにして、その目的に応じた独自の教育課程が編成実施される必要があるという答申あるいは建議がされている現実から見ますと、私は教員養成の教育課程の問題については、十分これは考えなくちゃならないと思うのですが、こういう中教審の答申や、あるいは建議を受けて、それに対する対応措置はどういうふうに行っているか、もうちょっと具体的に御説明を大学局長からお伺いいたします。

○政府委員(村山松雄君) 教員養成関係の改善措置といたしましては、大臣から御説明申し上げましたように、二つの答申、建議を受けて、まづもって、少なくとも国立の教員養成を主たる目的としております大学、学部におきましては、その目的、性格を明確にしたいということで、名称変更を行ないました。

それから教員養成のレベルの向上のために、教育課程につきまして免許法の免許取得要件の改定を立案いたしました。これは国会で成立するに至りませんでしたが、そこで、国・公・私立を通じます一般的な免許取得要件の改善も、教員の資質向上につながるわけでありまして、それはそれといたしまして、少なくとも国立大学における教育課程あるいは教育組織の充実には努力すべきであるという考え方に立ちまして、まず教員養成を主たる目的とする大学の内容の向上のために、東京、大阪の学芸大学及び教育大学に大学院修士課程を設置いたしました。

それから、教員組織が教員養成を目的とする大学学部は若干遜色がありましたので、これを年次計画によって整備充実をしております。それからなお、教員養成を主たる目的とする大

学の入学志願者の状況等にかんがみまして、優秀な者を誘致する必要があるということからいたしまして、昭和三十九年度より教育特別奨学制度を設けて、教員養成の学部につきましては、ほかの学部より高い採用率をもって特別奨学生の制度を導入して、資質の高い学生を誘致するようにつとめてまいっております。

その他、特殊な需要に応ずるために、たとえば高等学校のための特別教科の教員養成でありますとか、あるいは特殊教育のための特別な教員養成課程でありますとか、あるいは養護教諭のための養成課程、あるいは大学以外のやり方といったしましては、養護教員養成所の設置といったような施策を進めておるのが実情でございす。

○中村喜四郎君 私の尋ねたいねらいというのは、大学院設置とか、あるいは育英会資金の特別貸与ということではなくて、教員を養成する大学等において紛争が多く起こっている現状及び教育者が教育者らしい素養と専門的な知識と、そして教育者としての使命感に燃えた、そういうふさわしい教育者を養成するための国家的要請があるのではないかと、教育大学も教育学部もあるけれども、何かそこに不満を国民が感じているのではないかと、坂田文部大臣、先ほどおっしゃったように、大学にも幾つかの性格があるけれども、特に小、中学校、高等学校の教員養成に対しては、特殊の目的を持った教育機関として取り扱うべきではないか、そういう点について欠けている点があるのではないかと、ということをお尋ねしているんです。

○国務大臣(坂田道太君) 私もその点を考えておるわけでございます。従来、新制大学になりましてから一つの総合大学の中に教員養成大学を、いわゆる小・中・高の先生になる方々の養成をやっておったということが、はたして日本の教育的土壌になじむかどうかという問題は、ここらあたりでやはり考えてみる必要があるというふうに思うわけでございす。戦前におきます師範学校の教育というものについていろいろ批判が行なわ

れております。またそれには反省をすべき点もあるかと思ひます。しかしながら、同時にまた、戦後の新制大学一般の中に教員養成大学をそのまま位置づけたということが、どうも少し目的と性格とがはつきりしませんので、もう少し教員養成の大学というものが独立したて、そうしてその使命に応じた性格と目的を持たせ、また同時に、そういうような教育機関によって小・中・高の先生方になる人たちの使命感というものを与えるようなふうがなされなければならぬんじゃないかと、いうことは私も考えておるわけでございす。何を申ししてもこういうような制度の問題でございすので、慎重に考えなければなりませんので、現在中教審に諮問をいたしておる段階でございす。

○中村喜四郎君 制度ですから私もお尋ねしているわけですが、中教審等において教育者養成等に対する特別のそういう養成機関等を必要とする場合には、新たな角度から検討するということに理解してよろしいか。それからもう一つは、教育課程の問題がこの前の国会で通らなかったわけ、教育課程の問題についてさらにこれを具体的に検討して、いつかはこの問題を具体的に用意があるかどうかをお尋ねいたします。

○国務大臣(坂田道太君) お尋ねの面につきまして私たちが検討したいと思っております。

○中村喜四郎君 そこで、先ほどの免許状の問題に触れるわけですが、免許状は、この果でもどこでも通用するものかどうか。それからもう一つは、臨時免許状というものの性格について簡単にひとつお尋ねしたい。

○政府委員(村山松雄君) 免許状の種類は御指摘のように学校別、教科別に分かれております。ほかに、共通な普通免許状とそれから臨時免許状という区分がございす。普通免許状は授与権者は都道府県教育委員会でありまして、これは通用は全国通用でございす。それから臨時免許状のほうは、これは、普通免許状を有する者で教員の需要をまかなうことができない場合に限って臨時に都

道府県教育委員会、授与権者において授与する期限つき、有限の免許状でございす。

○中村喜四郎君 そこで、学校で教育者を養成する、あるいはその他の教育学部等を卒業した者が、ほとんど自動的にいっていいほどいふ免許状がとれるわけですね、単位を履修すれば。

○政府委員(村山松雄君) 免許取得の段階としていたしましては二つございす。一つはスクーリング、つまり学校に在学をして単位をとるというのを要件とする場合、それからその次は、それに経験年数等を加味して授与する場合の二つがございす。前者につきましては御質問だと思ひますので、これにつきましては御説明申し上げますと、免許状を取得するためには、まずもって、その大学が国によって課程の認定を受けておる必要がございす。免許状を受けるに必要な単位を授与するのに適当な課程であるかどうかという認定をいたします。これは国・公・私立大学の別なく、文部省に申請して教育職員養成審議会の議を経て文部大臣が認定をいたします。認定を受けてまして大学を卒業いたしますと、今度は教育職員免許法にどういふ科目をどれだけ取らなければならないという規定がございすので、その規定に照らしまして、それぞれ当該本人が授与権者である都道府県教育委員会に免許状授与の申請をいたしました。教育委員会では教育職員免許法に定める取得要件に合致するかどうかを審査いたしましてこれを交付するわけでありす。まあ自動的というものは必ずしも当たりませんが、免許法に定める授与要件に合致しておれば授与されるという仕組みになっております。

○中村喜四郎君 そこで、私がそういうことをお尋ねしたいのは、いまのように日進月歩の時代、子供も変わる、社会的環境も変わる、教育的な技術も変わる、そういう点から考えて、免許状を更新することの必要、たとえば三年に一回なり五年に一回なり免許更新の方法を考えてみたかどうかということ、新しい考え方、とびな考え方のようにとられますけれども、私は時代の進運に

即してそういう必要があるのではなからうか。たとえば普通自動車の試験等におきましても、御承知のとおり三年に一回は必ず更新をする。あるいは自動車学校に行った学生さんが学校内で技術の検定を受ける。技術は認定を受けるけれども、法規と構造の講義は受けてもなお公安委員会の試験を受けて免許状になる。しかも、技術検定をした者は公安委員会と同じような処置をとるのであるけれども、公安委員会でもその自動車学校の卒業者の抜き取り検査をやって、ほんとうに技術がよるしいかどうか、法規、構造等が完全に履行されるような履修をしているかどうかという検査をするわけです。そういう検査を経て免許状になるわけですが、その者が三年目には必ずまた免許更新をする。免許更新をする場合には講習を受けたり、場合によっては試験を受けたりしなくちゃならぬ。これはほかの技術的な問題、酸素溶接とか、整備士とか、調理師とか、こういう問題についても同様に日進月歩に即応するような体制を整えているわけですが、この教員免許状について全部試験するということは、突然の少し行き過ぎた考え方ももしれませんけれども、時代に即応する体制にするために更新をする方法、そういう問題について考えたことがあるかどうか、あるいは今後そういう問題について具体的に検討する必要があると思うが、文部省の考え方を尋ねたいわけですね。

○政府委員(村山松雄君) 教育というものの性格から見まして、大学で四年間履修したもので、教員として必要な資質、要件がすべて満たされるものでは必ずしもないかと思えます。そこで、免許状に期限を設けて更新するという考え方は、考え方としては成り立ち得ると思えますし、かつて検討もなされたこともございますが、それは採用すべきだという方向にまよるに至りませんでした。その理由は必ずしもつまびらかにされてはおりませんが、一つには、そういう教師の不断の研修が必要であるとしても、それを免許状に期限を設けてこれを更新するというような形でやるのが

適当であるか、あるいは教育公務員につきましては、特例法の定めもありますように、研修を奨励することによって実質的に新しい教育内容あるいは教育方法についての資質の向上をはかるほうがよろしいか、どちらかといえば後者のほうが妥当なのではあるまいかというような考え方がありまして、普通免許状につきまして期限を設けるといふ考え方は、少なくとも文部省のレベルでそれを進めるといふ方向にまよったとはございせん。外国の例など見ますと、大体ヨーロッパの国々では教員免許状は恒久的なものが出されるのが多いようであります。アメリカは州によってかなり事情を異にしておりますが、大学卒だけではパーマネントな免許状にならず、その後の現職教育による研修でありますとか、あるいは大学院に入って勉強するとかによって漸次恒久免許状にもっていくというような制度をとっておるところもあろうかと思えます。いずれにしても、教員の資質の不断の向上をはかるためにどういふことをやたらいいかということにつきましては、一つの研究課題であらうかと思えます。

○中村喜四郎君 私がそういうことを申し上げるのはとつてなことでありますが、私もよく国会に来る陳情書、請願書、手紙等を見ました場合でも、先生方の手紙が——先生方を軽べつするわけではありませんが、これでいいのかという誤字、脱字、あるいは文章の使い方が悪いのは私どもに出す手紙でも、様とも殿とも書いてないのを送り込んでくるという、こういう内容、東大に行きましたときにも、徹文の中にある「努力せよ」という文字が努力ではなく怒る力と書いてある。こういう状況を見て、あるいは学校の黒板を見て、書いた字、そういうものを見て、私は現職教育の必要さというものを、それは試験が何かがあることによつてやはり勉強するといふ、こういう気持ちも考えてみる必要があるのではなからうか、先ほど私が申し上げますように各社会では確かに技術革新の時代に、あらゆる方法で刺激を与えつつ研究をしておるわけです。そこで、その点よく御検

討いたくとしまして、大学の新しい卒業生に対して現職教育をする、すなわち答申や建議案等を見ると、専門職としての試験制度をつくって、ある期間は勉強させるというこういう建議案が出ておりますが、その試験制度についてどういふふうに考えておりますか。

○政府委員(村山松雄君) 前回の中教審あるいは教育職員養成審議会の建議では、教員の資質の向上のために教育課程の改善はもちろぬ、大学を卒業した時点で必ずしも恒久的な免許状を与えないで、試験として研修を経た後に教諭の資格を与えようという考え方も出ておりましたが、この点につきましては、前回の答申、建議は全体的に関係者の受け入れるところにならず、全面的なこれに基づく制度の改善が行なわれなかったわけでありまして、試験につきましては、少なくともこれを実施するためには、この受け入れ体制であるところの小、中学校、これを管理するところと十分の実施上の問題点の討議を経て行なう必要があるわけでありまして、そこら辺でも、たとえば生徒急増で小、中学校の整備が追われておる、あるいは試験を受け入れて指導する体制を整備することも必ずしも容易でないというふうな御意見もありまして、試験の提案につきましては、これはいいことだ、だから、やるべきであるという方向に積極的に動き出せないままに今日に至っております。それらの経過等を考えまして、今後の改善にあたつては、十分検討いたしたいと思ひます。

○中村喜四郎君 私は大学で勉強をして、単位を取って教員の免許状をもらって、すぐに現場に移るといふ、こういうことの中に、いわゆる教育者の気質、態度、教育者の精神それぞれのことを、特に新規卒業生に対しては特別な教育期間を置くことの必要性を特に痛感するのでございます。現実の教育のもろもろの課題の中に横たわつておる中で、教育者養成の中で教育者の資質を向上させるためには特に必要と思ひますので、建議された

試験の問題についてはあらためてひとつ御検討をいただきたいと、かように考えるわけでございませう。最後に、人事問題で、この過疎とか過密現象が各地に起きたことも、今度の定数法の改革の一つのきっかけにもなつたかとも考えられるわけですが、こういう過疎、過密の現象からして、人事交流というものは適切に行なわれなければならないことは言うまでもございせん。過密地帯では先生方を求めることはできない。どういふふうにしてこれを受け入れるか、受け入れ措置についても検討を加えなければならぬ時期にきていると思ひうわけでございます。

さらに、過疎地帯、過密地帯、一般地帯においても、教員の人事異動について問題が各所に起きておることを私は非常に残念に思ひうわけでございませう。ことしの状況を見ましても、福岡県で、御承知のように、高等学校の校長先生が校長先生になることを拒否された。選任の先生が拒否された。三百人もピケを張つてこれを拒否した。あるいは後任を要求した。あるいはこれは福岡県の飯塚市で人事異動に反対して、教育長の自宅に押しかけて大ざわぎした。あるいは、これは福岡県の飯塚市でございませうが、異動内示を承諾者のみにとどめさせて、さらに四月四日には人事異動に反対して十九校の中学校十五校が始業式ができなかったというところ。高知県の学校の場合においては、教頭の二人制度が生まれたことを、これは安保反対のときのための二人教頭制だといわれた。こういう反対運動が各所に起きておる。北海道でもそうです。あるいは佐賀県でもそうです。静岡県でもそうです。各所にこの人事異動の問題に関連して紛争が起き、すわり込みが起き、あるいは教育長宅に夜間押しかける。あるいは十何時間もカン詰めにして強制的に確認書に判を押させた。こういう現実私は児童、父兄に与える影響というものはきわめて深刻だと思ひうわけでございませう。定数だけの問題ではなく、先生方の考え方が、そしてまた教育委員会の異動の方法いかんということが大切な

課題になってきたのではなからうかと思うわけですが、この点につきまして文部省側のお考えを聞きたい。

分けますと、一つは過疎地帯の教員採用について、そして過疎地帯との交流あるいは人事の交流について、もう少し広い視野に立つて、果なり教育委員会なりだけでなく、広い立場で人事交流ができるような方法、それから人事異動に対するこういう紛争に対して、教育委員会として今後の処置のしかた、文部省としての指導のしかたはどうあるべきかということについてお尋ねしたいと思

○政府委員(宮地茂君) お尋ねの点の過疎、過密の関係におきます人事行政でございますが、御指摘のような問題が起っております。で、過疎地域ではせっかく教員養成大学を卒業しましても、その県内の教員就職がむずかしい。また逆に、過密県ではその反対な現象で、他地域にまで教員採用に向いていくといったようなことになっております。昨年の、四十三年三月末の人事異動におきましては、これは現職の教員でございますが、都道府県を越えて約千五百人が他地域に異動をしております。こういうようなことで、いろいろ教員の採用側にも支障もございまして、また、教員になっておる人の異動あるいはなろうとする人の就職、いろいろ問題がございまして、そういうことで、これは各都道府県の教育委員会におきましても、ここの二年来、真剣な問題になっております。したがって、文部省といたしましては、教員養成側、採用側、さらに過密県、過疎県、こういった関係者で、いわゆる広域の人事行政ができるような方向につきまして今日のいろんな世論について検討すると同時に、あまりその県内にとらわれないようにといったような考え方で、予算はわずかでございますが、四十四年度予算で文部省でも事務経費を計上いたしておりますが、急いでその措置について検討もし、支障のないようにやっていきたいと思っております。

ところで、一方におきましてこの人事行政を妨

げるものは、いろいろ先ほどあげられたような点もございまして、また何といたしても本人がそういうところには行かない、あるいは過疎、過密を離れられて自分の勤務地から他のところに転勤させられるのは自分としては好まない、また教育委員会としてはいろいろ支障が生ずるけれども、本人の意思が、どうしてもよそに行くのがいやだ、あるいは僻地に行くのはいやだといったようなことで、現実の問題として過疎、過密を離れさせても、先生があげられたような問題のほか、個人の希望といったような点が相当隘路にもなっているようにございまして、しかしながら、先ほど御質問ございましたが、過疎、僻地の教育というものは、極端に申し述べれば、一般の先生よりも優秀な先生が行って教えていただくなければ、い

ろんな教育環境が悪いところもございまして、より一そう優秀な先生に行ってもらふ必要がある、しかしながら、教師としては、そういう僻地のような教育環境の悪いところは、あるいは文化的な施設、設備のよくないところは行きたくない、いろいろございまして、そこで結局は御本人の意思を無視することももちろんできませんので、やはり教員が自分の与えられた使命、教育感というようなことを考えて、一応県として立てます基準につきましては、ただ個人の意思といったようなことをあまり主になさらないで、両方がお互いに教育のためという観点からやっていただかないと人事行政はなかなかスムーズにいかないと思ひます。ましてや、そういう意味ではなくてやったことに対しては、一方的にそれはこういう意図で自分を異動させようとしておるのだといったような、悪く言えばひがみでございまして、また、そういう理由のないひがみのことで人事行政が阻害されないような配慮も県としても必要だろいかと思ひます。地方の教員の人事行政、異動につきましては直接文部省が任命権を持つておりませんが、そういった趣旨で従来からも指導いたしておりますし、今後ともそういう観点で努力すべきだろうというふうに考えております。

○楠正俊君 関連。教員の定数についてこういう配慮が行なわれるということはいへんけれども、うだし、そうならなければいけないのですが、先ほど中村委員からも言われたように、教員の資質の問題についても十分配慮していただきたい。特にこれは高等学校の、竹早高校の問題等に関連して、リベート、アルバート、プレゼントなどとい

って、教員の資質について盛んに世間で批判をしておりますときですから、こういった面についても十分対策を考えていただきたいということの一点と、それから教員の政治的偏向に基づく教育から学園紛争、学生がああいう暴力をふるうといった面も考えられる、いろんな面もありましようが、そういった面が非常に私はあると思う。この間私質問いたしましたが、岡山大学のことにつきまして山陽新聞に出ておりますが、「鉄鎖」につな

俸給者として。一面においては、先ほど小笠原さんがおっしゃっているように、すべての子供が教育を受ける権利があるんだ。そこに先生が来られない、山間僻地に来られない、過疎地帯になかなか来られない、こういう状況につけようとしても

からは、考える立場からみずから進んで行く、そして行かせるような、また待遇、環境もつくってやる必要があるかと思う。行くことがいやだということ、あるいは異動が反対だということ、集団をなして教育庁や教育委員会に押し込めて、そして団体交渉をする、あるところにおいては、これは、北海道の例でございまして、十五時間以内はわたって異動内示撤回の運動をして、そして内示に対して確認書に判を押さえた、撤回の判を押さえた、こういうような、あるいは強制異動反対の署名運動をやる、子供を使つて街頭でピラを配らせた、こういうことになっていきますと、異動する者に反対はあつても、私は教育者としての一つの資格が欠失するように考える。こういうことを見ておれば、子供たちは自然にそういうふうになることは当然だと思ふ。こういう点についてもうひとつ文部大臣のほうで十分心して文教行政の確立の上に一段と力をそそいでいただきたい。向こうのほうから、だいたいいろいろな声もあるやうでございまして、私はやむにやまれぬこういう気持ちでいまの教育者、いまの姿でいいのか、次代をになう子供たちに対して、こういう感じを深くするので、あえて付言して大臣の所信をお伺いしたい。

○中村喜四郎君 いまの楠委員に関連するわけでございますけれども、私は先ほどの異動関係の問題で、確かに生活環境が変わるところ、あるいは自分の生活条件が異なるところに異動するということは非常に苦しいと思うのです、労働者として、

とをお願いしてございます。

の点、戦後多少ゆるみ出しているのではないかと
いうような気がいたします。大部分の先生方はそ
うではないと信じておりますけれども、一部の教
職員の中には、自分中心の考え方で、子供を忘れる
というようなことも私はあったと思います。そし
てその影響によって、子供たちがどういうふう
に考えていったかということも、おおよそ想像がつ
くわけでございます。しかしながら、やはり教育
は人であると思しやるように、そういう教育者
に人を得るためには、人材を得るためには、先生
方の待遇という問題についても、われわれ文部省
としても十分考えなければならぬし、同時にま
た、勤務条件等についてもわれわれは責任を持っ
て考えてあげることと同時に、そういうよう
うな一つの教育者たるの使命感に燃えて、むしろ
進んで僻地にも行くというような気概が生まれる
ことを私は期待をいたしているわけでございま
す。非常にむずかしいことであるかと思いますけ
れども、しかし私はそういうような職分こそが、
教育者に与えられた職分であるし、使命である
というふうに思います。そういう気持ちで今後教育
行政に当たりたいと思っております。

○委員長(久保勲一君) 午前中の委員会はこの程
度といたします。午後三時三十分まで休憩いたし
ます。

午後一時四十五分休憩

〔休憩後開会に至らなかつた〕

四月十五日日本委員会に左の案件を付託された。

(予備審査のための付託は二月八日)

一、国立学校設置法の一部を改正する等の法律案

国立学校設置法の一部を改正する等の法律案

(小字及び一は衆議院修正の部分)

附則

(施行期日)

公布の日

1 この法律は、昭和四十四年四月一日から施行
し、昭和四十四年四月一日から適用する。

する。

(国立工業教員養成所の存続に関する経過措置)

2 国立工業教員養成所は、昭和四十四年三月三

十一日に

現に当該養成所に在学する者があるときは、第

三条の規定にかかわらず、その者が当該養成所

に在学しなくなる日までの間、存続するものと

する。

(国立工業養成所の授業料等の免除等に関する

経過措置)

3 昭和四十三年三月三十一日に

この法律の施行の際現に国立工業教員養成所

に在学する者又はすでにこれを卒業した者の当

該養成所における授業料その他の費用の免除及

びその徴収の猶予については、なお従前の例に

よる。

(日本育英会法の一部改正に伴う経過措置)

6 昭和四十四年三月三十一日に

この法律の施行の際現に国立工業教員養成所

に在学する者又はすでにこれを卒業した者で、

同日以前

この法律の施行前の日本育英会との貸与契約に

より学資の貸与を受けたものに係る貸与金の返

還免除については、なお従前の例による。